

山形大学教職大学院の設置の趣旨等を記載した書類

①教職大学院の設置の趣旨等

ア 設置の趣旨及び必要性

(a) 教育研究上の理念、目的

本教職大学院は、「教職に係る高度な専門性の育成」のため、深い学問的知識・技術や広い視野を育み、さらには深化したこれらを基盤とする新たな実践を大学と学校現場を往還して教育を実施することを教育研究上の理念とし、その目的は次に掲げるとおりとする。

- ① グローバル化・情報化・少子高齢化等による社会構造の変革の中において、複雑・多様化する学校教育を円滑に行う指導的・中核的役割を果たし得る力量ある人材（スクールリーダー）を養成する。
- ② 地域教育文化学部を中心とする本学各学部と連携して、教科等の指導力を基盤とする子どもへの学習指導等に関して、基礎・応用を往還させた教育を研究者教員と実務家教員が一体となって行い、確かな授業力及び豊かな人間力を備えた人材を養成する。
- ③ 学校教育の場における教育実践を強く志向する学部卒業生等については、学部段階で修得した基礎的・基本的な資質能力をもとに、密度の濃い教育実践等カリキュラムにより、学習指導や生徒指導及び学級経営等に関して実践的な能力を具備する人材を養成する。

この目的を達成するために、本教職大学院は、自己の学識を深化させるため、その契機となる新たな学識を授けるとともに広い視野を育み、次いでこの深化した学識や広い見識を基盤に新たな実践方法を探るといった、繰り返し大学と学校現場を往還させ、試行錯誤のプロセスの重要性を認識させることを教育上の理念とする。

このような教育理念を担保するため、本教職大学院は、本学の有する専門的学問領域、教科教育学、行動・心理諸科学などを踏まえ、①「教育課程と教材の開発」及び②「学校研究と学校改善のプラン開発」を中心的な学問分野として研究の対象とし、教育現場における実践研究を中心にP D C Aサイクル的に研究・開発を行い、「専ら教員の養成及び研修のための教育を行う」ものとする。

特に、本専攻では、子どもが自立した一人の人間として力強く生きていくことができるよう、さまざまな地域の学校を基盤とした教育実践を取り入れて、幅広い視野から子どもの成長や学びを支援したり、学校づくりに生かしたりできる教員の養成を目指す。

学校を基盤とした研修機能の向上、言わば学校力の向上に資するためには、個々の教育現場に合致し、併せて地域における学校教育の活性化を促し牽引する「地域分析力」と「創造的実践力」が不可欠である。

本学は、平成17年度に教育学部を地域教育文化学部に改組し、「地域力の形成に向けた人間支援と地域支援の創造」の中心となる人材の育成に取り組んできた。その研究・教育の実績を継承・発展させ、「普及の山形」、「実践の山形」と称され、爾来「教育の質日

本一」を目指す山形県と緊密な連携を生かし、目指す資質の育成を図っている。

(b) どのような教員を養成するのか

本教職大学院は、学校が基盤とする地域社会の実態を踏まえ、それを支えるような授業づくりと学校力の向上、すなわち、個々の教育現場に合致し、併せて地域における学校教育の活性化を促し牽引する高度職業専門人たる教員を養成する。

中教審答申『今後の教員養成・免許制度の在り方について』（平成18年）は、「教育活動の直接の担い手である教員に対するゆるぎない信頼を確立し、国際的にも教員の資質能力がより一層高いものとなるようにすることが極めて重要」とし、教員をめぐる状況の一つとして次の点を指摘している。

「今後は、社会全体として子どもの教育を支えることが、ますます重要となる。このような意味で、保護者や地域住民の学校運営への参画を強め、理解と協力を得ながら教育活動を進めるなど、学校や教員には、家庭や地域社会の意向を踏まえながら、職務を行うことが求められていることを理解する必要がある」。

このような「家庭や地域社会と連携した学校と教員の在り方」は、本教職大学院で養成する人材像と重なるものであり、本教職大学院が目指す「地域の学校」に対応する「高度な専門性」は、「理論と実践」を融合した高度専門職業人の養成を目的とする大学院段階の教育によってはじめて可能となるものである。

一方、過疎化が進行する地域では、学校の規模が小さくなることに伴い、学校を基盤とした研修機能の低下も懸念され、教員の指導力の維持・向上のためには、本教職大学院の設置は欠かせない重要な課題として山形県の平成18年度から重要政策に掲げられている。中教審答申『新しい時代の義務教育を創造する』（平成17年）は、新しい義務教育の目標として「学校の教育力、すなわち『学校力』を強化し、『教師力』を強化し、それを通じて、子どもたちの『人間力』を豊かに育てる」ことを掲げている。こうした情勢のもとでは、小規模化した学校の個々の教員のスキルアップを図るために、教師の力量を高め、学校の教育力を向上する取組が必要である。「地域の学校づくりの主体として行動する」ことは、今日的教員像の一つである。

以上のことから、本教職大学院では、大学院生のキャリア発達を考慮し、「学習開発コース」と「学校力開発コース」の2つのコースを設置する。

「学習開発コース」は、中教審答申の指摘する「教師力」として確かな「授業力」を備え、授業研究を積極的に推進できる教員を養成する。このコースでは、学校が基盤とする地域において「授業力」と授業研究をリードできる資質能力の育成に重点をおく。このコースの対象は、学部段階で教員としての基本的な資質能力を修得した学部卒学生と、現場での一定の教育経験を有する小学校、中学校、高等学校の現職教員である。資質能力と経験差を生かした学び合いにより相互に実践的指導力を高め合うことが、本コースでの学びの特徴となる。

「学校力開発コース」は、中教審答申の指摘する「学校力」に焦点をあて、その組織の活性化のために、教育課程の編成や学校研究において学校の教育力をコーディネートできる豊かな「人間力」を備えた教員を養成する。同僚や地域社会と連携して学校改革を推進

できる「スクールリーダー」としての資質能力の育成に重点をおくもので、現職派遣教員を対象とする。これからの中学校づくりについて共通した課題意識を強く有する教員同士が相互に研鑽し合うことが、本コースでの学びの特徴となる。

人材育成像（教育目標）

- 1) 多様な人々が互いに学び、育ち合う関係を構築できる教員
- 2) 学校と地域を開かれた関係で結び、確かなパートナーシップを築ける教員
- 3) 確かな「授業力」を備え、地域の子どもの学力向上を支えられる教員
- 4) 豊かな「人間力」と社会性を備え、地域における学校力向上を推進できる教員

本研究科の設置構想並びに人材養成について示したのが、資料1である。

（c）山形大学に教職大学院設置を特に必要とする理由

（1）山形発の教員養成新システムの開発

山形県は、現行教育制度の発足以来、初等中等教育の充実や教育の質の向上に腐心し、爾来、「普及の山形」、「実践の山形」に相応しい大きな実績を残し、本学旧教育学部を核として、本県はもとより、東北、北部信越及び北関東地域の教員養成を担っている本学の教員養成に大きな期待を寄せている。

1) 教育学部における教員養成の課題とそれに対する取組、及びその評価

こうした期待の中で本学部は、平成4年には、教員以外への就職を目指す学生の増加による教員就職率の顕著な低下傾向に直面し、更には当時の社会経済等の動向等を踏まえて、初めて教員養成課程の定員を減じて、適正規模の教員養成への転換を図った。翌年には、養成教育のさらなる充実のため、教育学部の上に大学院教育学研究科修士課程における学校教育専攻と教科教育専攻の2専攻6専修を新設した。平成10年までに順次教科教育の専修を増設し、現行の10専修となり、教科教育の指導力を高め究める課程を整備した。

次いで、平成11年度に、全国規模で教員の計画養成の入学定員を5,000人程度削減する計画・実施において、本学は、計画養成の入学定員を220人から120人に変更した。

この間、教員需要に対する適正な定員の縮減を実施するとともに、いじめ・不登校・校内暴力などへの取組、情報化、国際化、環境問題といった現代社会の抱える問題への対応から、学校心理学、情報教育、国際理解教育、環境教育の各専攻を教員養成課程に新設し、教職教育の充実を図った。また、地域社会での学校現場の実情や障害児教育の重要性などを踏まえて、小・中・養護学校の各教員養成課程を学校教育教員養成課程に統合し、2種類の免許状取得を義務付け、1年次から4年次まで各学年に教育実習を配置した。さらに、教育実習以外の実践性を育成する場として、不登校児童生徒の理解と対応を学ぶ「相談教室」と児童生徒及び大学生の理科離れを解決するための「実験教室」を開設し、学生が子どもたちと継続的にふれ合う経験ができるようにした。これらの取組は、学校教育課題を社会的な課題から捉え、新しい教育体系を構築した点、あるいは地域社会の実情に見合った教員を養成した点で、地域社会から高い評価を受けた。

しかし、適正規模に養成課程の学生定員を削減しても、その約半数しか教員採用試験を受験しないという状況が続いた。新しい教育上の課題へ対応した教育は、選択できる授業の範囲を拡大したが、一方で、授業そのものの質の充実を図ることまでには必ずしも至らなかったと言える。その結果、学生全体の教職への意欲を向上させることにはつながらなかった。

（資料2参照 教員養成実績調書）

そこで、平成17年4月には教育学部を地域教育文化学部に改組し、教員養成を計画養成から開放制に替え、地域の強い要請に応えた教員像を掲げ、教員養成を主たる目的とする地域教育学科

を設けた。この改組は、当該学科の学生定員を80人に絞り、「地域性」、「実践性」及び「総合性」を身に付けさせる少数精銳の教員養成を具体化する取組であった。

すなわち、計画養成から開放制を基盤とする教員養成への転換は、教職への情熱や意欲を外発的に高める教育から学生と大学教員が目的意識を高める教育への変革である。教職への情熱や意欲をもった学生のみが教員に必要な専門的な力量を身に付け、教員を目指すことができるような教員養成のシステムを構築した。そのために、小・中学校教員を養成する地域教育学科を山形大学全体の教員養成の核としながら、①地域からの要請に基づく「地域性」、「実践性」及び「総合性」を持った教員の養成、②そのために「入門科目、基盤科目、専門科目、発展科目」を系統的・段階的に配列し、すべての段階で「理論と実践の往還」を目指した教育課程の編成、③8つの「教育プログラム」（小学校、中学校国語、中学校社会、中学校数学、中学校理科、中学校英語、特別支援教育及び認定心理士）を用意し、プログラムに定員を設定せず、入学後、学生の選択により、それぞれ専門的力量を身に付けられる履修指導、④入学から卒業まできめ細かな修学支援と教育実習指導などを行うため、一人の教員が3～4人の学生に対して責任をもって指導するアドバイザー教員制度の導入、⑤同時に教育学研究科においても実践性を涵養する授業を設定、などの取組を具体化した。これらの取組により、開放制に移行した後も、学生定員80人のうち、認定心理士プログラムを除く約70人が教員養成プログラムで学修している。

現在、学部として、学生による授業評価をすべての科目で実施するとともに、学科として教育全体についてのアンケートを全学生に実施して、授業と教育課程全般について評価を行っている。また、平成18年度から教員と学生による授業改善懇談会を開催し、学生の声を授業改善に生かすようにしており、評価を実際の指導に直接反映する取組が続けられている。

2) 教育学研究科から教職大学院へ移行する趣旨と必要性

平成5年に、大学院教育学研究科修士課程が学校教育専攻と教科教育専攻の6専修により発足し、平成10年に社会科教育専修を増設して、現行の2専攻10専修体制が完成した。これにより教職に係る素養と教科教育の指導力を高める課程が整備された。教育学研究科では、専攻分野における研究能力の涵養や学術理論に関する知識・技能の修得においては成果を上げたが、教育現場で通用する実践的指導力を持った教員の養成が十分であるとは言えない面があった。

教育学研究科においては、全国的にこれまでしばしば研究者養成的な教育に行き過ぎがあると指摘されてきており、本研究科においても、教員の研究における専門性が優先し、必ずしも、学校現場に立脚した教育と学校現場への還元を意図した授業が十分ではなかった面がある。修士論文においても実践的なテーマを扱ったものが増加してはきたが、研究科全体として理論の実践化を図る必要があった。

そこで、平成18年度から、「高度な教材開発力」と「優れた実践分析力」を持った教員の養成を目指して、教職大学院を先取りした形で、教育学研究科の授業科目に「教育実践研究特論・演習」や「授業研究」など、実践を重視した内容を取り入れ、教育実践の場における教育研究の推進者として必要な能力の育成を行ってきた。具体的には、①「教育実践研究特論」では山形県教育委員会の指導主事5人を講師とする授業の開設、②「授業研究」の成果を確認するため、附属学校を活用した「教育実践研究演習」の実施、あるいは希望する大学院生の附属学校における長期間の指導実習の実施、③すべての授業で学生の評価を実施、その結果を教員にフィードバックし、教員は改善点を報告、などの取組を行っている。このように、学部を改組し、大学院を整備する中で、全国どこでも通用する実践力を持った修了生を輩出してきた。その一方で、毎年、すべての授業で実施している学生からの授業評価では、学生のニーズと異なった授業内容であり、教員からの一方向的な教育方法によるものが少なくないという指摘がまだあり、改善の余地が残されている。

この問題を克服するためには、よりよい大学院教育の在り方を追求して、教育実践のための専門的かつ高度な学修を具体化する必要があった。教育学研究科の改革を継続する中で浮き彫りにされたのは、個々の教員や各授業での教育の改善には限界があるということであった。平成17年度の学部改組以来、この課題を解決するために学科会議、学部教授会等で議論を重ね、さらには平成19年度に全学の教職課程の質的水準の向上を目的に全学組織である「山形大学教職大学院設

置構想委員会」を設け、大学院における教員養成の在り方を検討してきた。その結論として、大学全体を基盤とした教員養成教育に転換し、現行の教育学研究科を廃止し、実務家教員の導入、学校における長期実習の実施、学校現場への教育成果の還元を強く意識した授業づくりを柱にする独立研究科としての教職大学院設置を目指すこととなった。教職大学院の設置は、単に教育の改善に止まらず、大学全体において、教育課程や教員組織の編成の考え方及び教育方法や履修指導方法を明確にし、よりシステムティックに教育を実施することを意味する。このように、現代の複雑化する教育諸課題に対して、より高度な実践性を持って対処できる教員を求める社会のニーズに応え、養成教育の位置づけをより明確にし、修士課程の教育を根本から変えることを目指す中で、教職大学院の設置を構想した。

3) ディマンドサイドのニーズに対応する必要性、及び教員養成における教職大学院の役割

教育学研究科には、現行の専攻・専修が完成した平成10年度以来、毎年、県教育委員会からの派遣として、教育現場において中堅的中堅教員として期待される現職教員が10人以上入学しており、大学院での教員の研修ニーズに応えきた。修了者の多くは、学校現場や教育行政の場で活躍するなど、着実に成果を上げてきた。

また、平成21年3月には、地域からの要請に適う教員像を掲げ、新しいカリキュラムの下で育成してきた地域教育学科の卒業生を初めて輩出する。平成17年の学部改組において、教科指導や生徒指導等の基礎的資質能力を確実にする学部教育に、実践力を重視する新しい大学院教育を接続させる6年一貫型の教員養成を行うことで、山形県、山形市及び山形大学の間で合意した経緯がある。教職大学院の趣旨や目的は、その合意において提案された大学院構想と重なるところが大きい。さらに、現職教員の資質能力をさらに向上させるため、これまで実績を上げてきた大学院における研修の継続が山形県から大学へ強く要望されている。

以上を踏まえ、これまで培ってきたアカデミックな教育と、地域社会が求める実践的な教育との架橋として、教職大学院の設置は、山形大学及び地域社会にとって必要不可欠である。その一方で、独立研究科としての教職大学院の設置は、これまでのアカデミックな授業を中心に、精深な知識・技能の集積を行う教員養成、あるいは教員養成担当学部・研究科のみが担う養成教育から、大学全体で教育課程の編成と実施に責任を持つ教育への転換を意味する。この教職大学院では、大学における学問研究によって先進的で、かつ高度な専門的知識に触れ、かつ技能等をも身に付ける機会を提供し、それを活かして子どもたちへの教育に利するような実践的な資質能力を育成することが目的となる。したがって、教職大学院の設置目的が達成されることにより、本学にとってあまねく教員養成の重要性を再認識させるとともに、実践的な教育の充実を図ることが可能となる。

4) 教職大学院における新しい教育

学部を改組し、大学院を整備する中で、本学の卒業生が教員として全国で通用するべく養成を行ってきたが、さらに全学を基盤とした教員養成教育の改革を行う必要がある。

このため、本教職大学院では、定められた教科指導力や学校力開発に係る能力の養成に加え、問題行動や不登校などの問題を内包する学校における研修と大規模校における研修を必修化する。

また、少子高齢化社会の到来により益々懸念される山村等の「過疎地」や一極集中が見られる「都市圏」及び国際交流の進展に伴う「国際化」の3つの分野において、教育実習ができるようにする。

本教職大学院では、3頁に記載したとおり4つの人材育成像（教育目標）を掲げている。多様な人々と学び合い、確かなパートナーシップを築き、さまざまな地域における子どもの学力向上や学校力向上を推進できるよう努めるため、また、教員としての視野を広げるためには、山形県内の連携協力校や附属学校での「学校における実習」に加えて、他の地

域での人々との交流や学校の取組を理解する実習も必要であると考えている。そのための実習が2つの「応用実習」であり、首都圏の川崎市の地域性や教育研究活動について学ぶ「都市圏実習」と、オーストラリアのNew South Wales州の小中学校で、複数の学校を訪問し、授業や学校づくりの実際を体験し、日本の授業や学校と比較して、体験を深く振り返る「異文化実習」を設ける。川崎市は、地域づくりと学校づくりを一体化する教育行政を展開しており、本学の多くの卒業生が活躍している。都市部における地域との連携や学校力向上の在り方を学ぶことが可能である。オーストラリアは、多文化共生社会において国際的な学力向上の実績を挙げてきていることから、多様な人々による学び合いや効果的な学力向上のための学校や教育の在り方を学ぶことができる。なお、学生の語学上の問題に対しても、Charles Sturt大学（CSU）に協力を依頼して、学習中、通訳を付けるなどの対応を行うこととしている。

さらに、本教職大学院では、医学部をはじめ、工学部、農学部、人文学部、地域教育文化学部及び理学部の教員による先端科学理論や実践学の講義を行い、教師スキルを向上させる。

このように、これまでの教育制度ではなかなか困難であった、特色あるカリキュラムや手間暇をかけた手作りの研修を活用することにより、教職採用率の向上はもとより、現職教員の能力を着実に高めることは必然であり、汎用性に強く、「山形発全国モデル」として拡大する。

（2）「山形発全国モデル」の背景

本県では高齢化率が平成17年で全国第4位となり、平成18年の年齢別人口割合でみても、0～14歳が13.52%、15～64歳が60.50%、65歳以上が25.93%で、すでに全国の推定値を上回るペースで「超少子高齢社会」へ移行しつつある。全国における高齢化率が、本県の現在の水準になるのは、7年後と推計されている。つまり、山形県は、全国レベルでの「超少子高齢社会」の進行に対するモデルケースとしての位置をしめている。

このような情勢を背景に、現在の地域社会においては、著しい速度で都市化や過疎化が進行している。過疎化の進行は、学校規模が年々縮小するなど、学校の統廃合が教育現場はもとより地域の大きな問題になってきている。学校の規模が小さくなることに伴い、学校を基盤とした研修機能の低下が懸念され、小規模化した学校における個々の教員のスキルアップが重要な課題となり、地域全体として教員の指導力の維持・向上を目指すシステムの構築が急がれる。

また、都市化や過疎化の進行は、地縁的なコミュニティの機能を著しく失わせるなど、地域の教育力を低下させ、子どもの社会性や人間性の低下に影響を及ぼしていることが憂慮されている。そこで、学校と家庭・地域社会が連携して子どもを育てる地域の教育力の向上を図る取組が極めて重要な課題になってきている。地域社会で学習共同体を創出・発展させるには、地域、家庭、学校の学習活動を統合し、コーディネートできる専門家の育成が必要である。その役割を中核的に担うのは、学校の教員にほかならない。地域社会において、教員は、地域と協働して、地域の学校づくりを中心に、キーパーソンとしての役割を果たすことが求められている。

そのために、本教職大学院では、多様な地域での学校づくりなどを学ぶ「都市圏実習」と「異文化圏実習」の応用実習を設け、学生のニーズに応じて選択できるようにする。例えば、ストレートマスターについては、教員需要の高い都市圏での就職を考慮して「都市圏実習」を選択することや、また現職教員にあっては、教員としての視野を広げるために「異文化圏実習」を選択することができるよう履修指導する。

なお、大学は、学修を支援するため、川崎市教育委員会及びオーストラリアの Charles Sturt 大学 (CSU) と協定を締結し、実習中の滞在については、安全安心で低廉安価な宿泊施設等を確保し、その情報の提供を行う。ただし、滞在費は学生の負担とする。

また、旅費のうち、本学から実習地までの往路分（片道）については大学負担とする。

（3）地域社会からの強い要望と支援

平成14年5月に、山形県の教員養成の在り方について検討するため、山形県、山形市、山形大学の三者による「山形県の教員養成に関する懇談会」が設置された。平成15年12月に本学では、「山形県の提案を踏まえた山形大学の考え方-教員の養成システムと新学部の概要-」を提案し、求める教員像やいわゆる通年教育を意識した大学院まで接続した6年一貫型の教員養成等を含む事項について合意した経緯がある。これら地域社会との緊密な連携による合意は、他県にはない画期的な実績であり、本教職大学院の設置は地域社会の念願でもある。

本教職大学院の設置に当たっては、学生定員を確保し、充実した教育を行うために、教育委員会をはじめとする地域社会からの強い要望である、①求める教員像としての地域性、実践性、総合性の高度化、②地域性、実践性、総合性をもった教員養成のための教育内容及び教育方法の具体化、③現職教員の研修の場の継続的確保、などを実現できるようにする。

また、平成17年4月には、「財団法人やまがた教育振興財団」が設立され、本教職大学院における教員養成に対して財政的な支援等の基盤が確立された。

（4）地域における人材育成に向けた教育研究活動の実績

学校が抱える様々な課題は、個々の学校単位で取り組むよりも、案件によっては、むしろ地域全体の教育力を活性化する中で解決できる場合が少なくない。

このため現行の教育学研究科では、山形県北部に位置する「戸沢村」でホームステイ型の「地域共育実習」を実施し、学校と地域の双方向を的確に把握することのできる教員の養成に着手している。

また、鶴岡市朝日地区（旧朝日村）では、地域教育文化学部の教員が、特別支援教育に関する支援を行い、当該地域における不登校をゼロにするという特筆すべき成果を挙げている。

こうしたこれまでの取組により、学校と地域が「ともに育ち合う」関係を築き、学校を主体として、地域の人々と子どもを育くむことは極めて意義深い。

このように、戸沢村や鶴岡市におけるそれぞれの取組は、平成19年度の文部科学省「新教育システム開発プログラム」に採択され、過疎地教育や不登校問題を直視する取組として大きな期待を抱っており、本教職大学院を設置するにふさわしい教育研究資源を有している。

さらに大学院教育学研究科（修士課程）では、現行の2専攻10専修となった平成10年度から19年度までの10年間、山形県から10人以上の現職教員を受け入れ、実践的な教育研究活動を行ってきており（資料3参照）。ストレートマスターについても、平成18年度から教育内容を見直し、必修科目である「教育実践研究特論」において大学の研究者教員と県教育委員会の指導主事が同一テーマで講義を行い、理論と実践の両面から教育課題を検討する授業にあらためた。「教育実践研究演習」では、現職教員とストレートマスターともに附属小中学校における授業研究に継続的に関わり、その成果をプレゼンテーションする内容になっている。

（5）教職大学院設置の高いニーズ

平成19年3月に山形県の公立小中学校長（対象445名）を対象に実施した「教職大学院に関するニーズ調査」（回答301名）では、現在と同様に教育学研究科において現職教員の研修制度の維持を求める回答が85.9%で、教職大学院設置を必要不可欠とする回答が88.9%にも上り、教職大学院に教職員を派遣したいとする回答が79.3%と、教職大学院に対する期待が極めて高い結果であることが明らかになった（資料4参照）。これら現職教員の要望に応えることは我が国の教育を支える国立大学法人として当然の責務であり、山形県をはじめとする他県の教育課題に即した現職教員の研修機関として、また教員養成の場としての本教職大学院の設置は不可欠である。

（6）質の高い教員養成を保証する地域連携の充実

教職大学院は教育研究の特性に合致した自主的で責任ある管理運営がなされて、初めて質の高い教員養成システムとなるものと考え、本教職大学院は次により運営するものとする。

- ① 社会の要請に的確に対応するため山形県教育委員会教育長、市町村教育長ほか学外の有識者を含む委員で構成する「教職大学院連携運営協議会」（年2回開催）を置く。
 - ② 教職大学院の運営は研究科長の下に「研究科委員会」が担い、「運営協議会」で審議された事項を「研究科委員会」（月1回開催）が教学面で実行することにより、県と市町村と大学の連携を実質化し、質の高い教員養成を保証する組織を構築する。
- なお、運営組織の関係図は、資料5のとおりである。

また、質の高い教員養成を保証するために、山形県教育委員会と次の2点について協議の場を設け、①と②について検討している。

- ① 山形県の教員採用選考試験において、他大学を含め、能力と実績を踏まえて、「教職大学院特別選考」の実施を考慮すること。
- ② ストレートマスター及び現職教員の学生について、教職大学院を修了した後、能力と実績を踏まえて、キャリアパスのあり方を考慮すること。

(7) 多様な人材を受け入れる特色ある一般大学の教職大学院

平成17年度に教育学部を改組して地域教育文化学部を開設し、本学における教員養成は、これまでの計画養成から開放制を基盤にした計画的養成に転換を図った。

本学では全学体制による教員養成を行うため、国立大学法人として唯一の「教職研究総合センター」を設置し、教員養成に関する大学と地域の協議機関として「山形県地域教育推進協議会」を設けて、斬新で画期的な取組により着実に実績を上げつつある。

「教職研究総合センター」は、これまで各学部で担っていた教職課程の編成を改め、全学で統一された教職カリキュラム編成の整備充実と教職課程の質の向上を図るために設置され、全学部を対象にした①1年次からの教員免許に関する履修指導、②教職への就職支援、③教育実習の事前指導、④教職科目的授業担当により、大学全体の教員養成教育に貢献を果たし、その成果をセンター紀要『教職・教育実践研究』などで公開してきた。

また、センターの教育臨床研究部門は教育委員会や学校との共同研究等のコーディネートを担い、各教育委員会との多くの共同研究・事業を実施し、教職大学院設置に向けては、教育委員会との協定締結及び連携協力校設定の基盤を構築してきた。さらに、本教職大学院の設置計画にはセンター専任教員1人が関与し、独立研究科としての教職大学院構想をリードした。今後は、全専任教員が兼担教員として教職大学院の授業を担当することにより教育面での貢献が期待されるとともに、教育課程の改善への積極的な関与は勿論、センターの有する施設や資料等が活用されることになる。

一方、「山形県地域教育推進協議会」は、山形大学と地域の連携組織であり、地域教育の課題把握と教員養成の質的な向上を図るために設置された。その委員構成は、大学から教員養成担当副学長と3人の教員が、また学外からは、山形県文化環境部長、山形県教育庁教育次長、山形市企画調整部長、財団法人やまがた教育振興財団理事長、山形市町村教育委員会協議会教育長会会長、山形県連合小学校長会会长、山形県中学校長会会长、山形県高等学校長会会长、山形県私立学校総联合会長、山形県PTA連合会会长、山形大学地域教育文化学部を支援する会会长の計11人となっている。年2回(6月、2月)、定期的に開催されている。

これまで6回開催され、設置当初から教職大学院設置に向けた協議を行い、地域との合意形成がなされた。教員養成に関わる責任ある関係者から多様な意見及び要望が出され、本教職大学院の計画策定に活用されている。

また、山形大学の教員養成機能についての意見及び要望は、山形大学教員養成機構運営会議に報告され、教員養成や現職教員の研修に係る全学方針に反映されている。今後、教職大学院では、①地域で求められる教員像の更新と高い質の教員養成方法の維持・発展に関する事項、②学校教育における諸課題の把握とその改善を図るための諸方策に関する事項、の2点を中心に協議を行い、その結果を教職大学院における教育課程等の改善へ積極的に活用することにしている。

この取組は、教員養成での量的拡大を図り、一方で確実に質的向上を目指すシステムの構築の試みであり、本教職大学院の設置は、教員の質の保証をねらいとする教職大学院制度創設の趣旨と合致するものである。

また、平成18年度から教員養成課程の新增設に関わる抑制が、事実上撤廃されたことに伴い、学部段階の教員養成は実質的に自由裁量が増したことなどを踏まえ、本教職大学院は、人文学部、地域教育文化学部、理学部、医学部、工学部、農学部の6学部を有する中規模総合大学のメリットを生かし、一般大学として教職に対して高い志向を有する多様な人材を受け入れ、地域との連携を基盤にした実践的な教育を行って、多様で有為な人材を輩出することを目指す。

(8) 平成21年度設置の理由

本学では、『山形大学アクションデザイン～2006 Sept.□ 2007 Aug.～』において、大学院整備の重点として「教員養成のための専門職大学院（教職大学院）の設置を目指す」ことを掲げている。

また、『結城プラン2008』（資料6参照）においても教育領域の達成すべき重点事項として「教職大学院の設置を図る」ことを表明している。

一方、本学のパートナーシップである山形県では、「本県教育の充実のため、山形大学『教職大学院』の設置を目指す」として、平成18年度から県重点政策と位置づけている。

イ 研究科、専攻の名称及び学位の名称

a. 研究科、専攻の名称とその理由

研究科の名称：山形大学大学院教育実践研究科

【Graduate School of Teacher Training】

専攻名称：教職実践専攻 【Research Division of Teacher Training】

本教職大学院は、今日的教育課題を把握し、その解決の処方箋を学校現場における実践的研究から開発し、その成果を学校現場に還元することを目的とするので、研究科名を「教育実践研究科」とする。

また、本教職大学院は、広い視野と先端科学に対する造詣から創造されるアイデアの実践化を、繰り返し大学と学校現場を往還させ、その試行錯誤の体験を通して行わせるといった、専ら実践的教育により「教職力」を育成する。

したがって、専攻名称としては、「教職実践専攻」が相応しいと考える。

b. 学位名称とその理由

学位名称：教職修士（専門職）

前述のとおり、本研究科の教育研究上の理念・目的は、教職に係る高度な専門性の育成のため、深い学問的知識・技術や広い視野を育み、さらには深化したこれらを基盤とする新たな実践教育を実施するものである。

したがって、本研究科を修了した学生に対し授与する学位名称としては、「教職修士（専門職）」とする。

ウ 教育課程編成の考え方及び特色

(1) 教育課程編成の考え方

本教職大学院では、学校教育に関わる諸課題に対応できる高度な実践的課題解決能力を持った教員を養成する。学校教育上の諸課題の解決には、経験の積み重ねやそれに基づく実践知だけでは十分な対応は困難である。今後、教員には、学校現場の抱える課題や子どもの実態などを的確に把握し、その理解をもとによりよい対応策を練り、学校内外の連携・協働により実践し、その実践を評価・再分析して、さらにより実践を展開するために、次の①～④に掲げる資質能力が必要である。この考え方を教育課程の編成に反映させる。

① 課題を的確に把握できる力：

教員は、実践的な課題を的確に把握できなければならない。そのためには、実践を理論化し、課題・実態を客観的、関係論的、学問的視点から捉え、さらに分析的に把握する力量が必要となる。

② 対応を策定できる力：

教員は、的確な課題把握に基づき、解決に向けた対応を策定できなければならない。教育上の課題が複雑化、多様化するなかで、その対応は常に創造的なものでなければならない。そのためには、学校現場に軸足を置きながら、しっかりととした理論からの分析が必要となる。また、学校外の人々とコミュニケーションを行い、対応策を構築できる力量が求められる。

③ 実践できる力：

教員は、対応策を構築したら、効果的に実践できなければならない。

学習指導や生徒指導では、子ども理解に基づき、子どもとの関係のなかで柔軟に実践（対応）できる力量が必要になる。学校運営では、教員同士の同僚性、家庭や地域との連携に基づき、相互作用をくり返すなかで実践（対応）できる力量が必要である。

④ 評価・活用・探究できる力：

本来、優れた実践には、それまでの実践を評価し、その評価を活用して、よりよい実践を探究できる力量が必要である。そのためには、実践にかかる評価の経験を通じて、評価能力を涵養することが重要となる。その上で、評価と実践の一体化を図ることができる力を育成することが大切である。

(2) 学校教育に関する「理論と実践の融合」を担保する具体的な方策

本研究科では、次の2つの方策を実施する。

① 研究者教員と実務家教員との協働

授業形式は、「理論と実践の融合」を図る教育の実現の観点から、座学中心の講義は避け、加えて単なるオムニバス形式の授業も行わないように工夫する。

そのために、次のような教育内容と方法の工夫を取り入れることとする。

- 1) 授業においては各回のテーマについて研究者教員と実務家教員がチームティーチングの形式で相互に話題の提供を行う。
- 2) グループ・ディスカッションや全体ディスカッション等において交互にアドバイスする。
- 3) 実技指導、模擬授業、ロールプレイ、ワークショップ、事例検討、フィールドワーク等においても実務家教員に加えて研究者教員も助言等の役割を担う。
- 4) 研究者教員が単独または複数で担当する授業では学校現場における話題の提供と課

題の検討を、実務家教員単独の授業では、理論的背景の解説と理論に依拠した実践的課題の評価を行う。

② 授業における附属学校及び連携協力校の活用

各授業において、必要に応じて授業参観や授業実践の試行及び授業検討会への参加、児童生徒理解のための観察や調査、あるいは学校の教育活動を理解するための調査訪問、行事等への参加などを日常的に行えるようにする。

(3) 教育課程の特色

◇特に学校教育に関する「理論と実践の融合」を強く意識した体系的な教育課程の編成及び必置5領域の編成の考え方並びに当該全領域にわたる授業科目の開設、教職大学院の特色や得意領域、教育目標を踏まえた編成の考え方)

本教職大学院のカリキュラムは、中教審答申の教職大学院の制度設計を基盤に、「理論と実践の融合」を図り、教職大学院が目指す理念を具体化したカリキュラムとして、「共通科目」「学校における実習科目」「コース別選択科目」の3つで構成する。

また、(1)で示した力量を育成するため、次のような教育を実施する。

- ① 研究者教員と実務家教員の協働が実現する教育
- ② 学校現場と大学との往還を具体化する課題解決型の教育
- ③ 教員としての視野を広げるための「地域」重視の教育
- ④ フィールドワーク、ロールプレイ、事例研究、アクションリサーチなどの実践的方法を取り入れた教育
- ⑤ ストレートマスターと現職教員が学び合う教育
- ⑥ 高度な専門性を保証する学習開発コースと学校力開発コースの設定

◇「共通科目」は、中教審答申において「教員としての共通的・基本的な内容」とされているものである。5つの領域にわたり、共通して学ぶ必修科目とする。共通科目においても研究者教員と実務家教員との協働または学校現場の活用により、理論と実践の融合を図る。なお、共通科目は、現職教員の14条特例を考慮して、1年次に開講することとする。

① 「教育課程の編成・実施に関する領域」

カリキュラム開発についての理論と実際を学修し、教育課程の編成と実施を具体化する授業づくりや学校づくりの中核に据えるために「特色あるカリキュラムの開発と評価」、教科指導と総合的な学習におけるカリキュラム編成原理と実践を学修する「教科を生かした『総合的学习』の実践と課題」を開講する。

② 「教科等の実践的な指導方法に関する領域」

実践的指導力の基盤となり、指導方法を客観的に評価できるように学修する「授業実践の記録・分析と校内研修」を開講する。また、児童生徒の実態を的確に把握し、その上に立った教材開発や教科指導を学修する「教材開発と児童生徒理解」を開講する。

なお、この科目は、学生の得意分野に応じて意欲的に学修できるように、「言語系」

及び「数理系」の2領域を開講し、学生が選択して履修する。

③ 「生徒指導・教育相談に関する領域」

子どもの発達的特性と学校教育上の課題となる不適応問題について、多面的かつ実践的に理解し支援方法を学修する「子どもの不適応への理解と支援」、教育相談について理論と実践について学修する「学校カウンセリングの実践と課題」の2科目を開講する。

④ 「学級経営・学校経営に関する領域」

学級経営を基盤として学級活動やホームルーム指導等を含んでカリキュラムの開発を学修する「学級経営とカリキュラムの開発」及び学校力の活性化のための組織管理の実際と学校づくりのための課題を実践的に学修する「組織管理の実践と学校」を開講する。

⑤ 「学校教育と教員の在り方に関する領域」

日本社会全体、地域社会において教員を取り巻く現状を客観的に把握し、その理解を深めながら教員と教育活動の在り方について学修する「社会と教員の在り方」を開講する。また、学校教育上の課題となってきた学校の安全について、防災教育を一つの切り口として考察する「学校の安全と防災教育」を開講する。

◇「学校における実習科目」は、附属学校での「教職専門実習Ⅰ」（1年次必修3単位、集中3週間）と「教職専門実習Ⅳ」（2年次必修1単位、集中1週間）、連携協力校での「教職専門実習Ⅱ」（1年次必修4単位、集中4週間）及び「教職専門実習Ⅲ」（2年次必修2単位、集中2週間）で構成される。

「教職専門実習Ⅰ・Ⅳ」は附属学校、「教職専門実習Ⅱ・Ⅲ」は連携協力校で行う。教員と大学院生がチームを組み、授業研究や児童生徒理解の実際に関わる。学級経営を軸に、学校の教育活動全体に対する知見を広げることを目的とする。

学校教育に関する諸課題に対応するためには、①課題を的確に把握できる力、②対応を策定できる力、③実践できる力、④評価・活用・探究できる力を併せ持った実践的課題解決能力が必要であり、教職専門実習においては、これら4つの資質能力を育成する。そのために、教育研究と教育実践の連携の場として、また、大学教員と附属学校教員の共同研究拠点としての重要な役割を担い、これまで実習校として成果を蓄積してきた附属学校における実習は極めて重要である。

「教職専門実習Ⅰ」を通して、初めに課題を明確にし、最終的に「教職専門実習Ⅳ」で、実習の成果と課題を評価・活用・探究することにより、その課題解決が図られたかを確認する。

また、課題への対応を練るための「教職専門実習Ⅱ」、及びその実践を行う「教職専門実習Ⅲ」については、少人数教育、地域や家庭との実際的な連携、小規模化に伴う学校づくりなど、多様な教育課題を内包する地域の小中学校を実習の場として学修し、複数の学校や子どもを対象に解決策を適用することが、課題解決に向けてより有効であると考えられることから、連携協力校で実施する。

なお、「教職専門実習Ⅰ」から「教職専門実習Ⅳ」までの連続性を確保するために、学生を担当する指導教員が一貫して指導の責任を担うとともに、個々の学生の学修状況を中心に実習校との事前打ち合わせを綿密に行う。

開設する「教職専門実習」を系統づけるため、「教職専門実習Ⅰ」は1年次前期、「教職専門実習Ⅱ」は1年次後期、「教職専門実習Ⅲ」は2年次前期に行い、総括として「教職専門実習Ⅳ」を2年次後期に附属学校で行う。なお、実習の事前・事後指導の役割をもつ、1年次後期開講の「教職実践プレゼンテーションⅠ」、2年次前期には「教材開発プ

「プロジェクト実習」（学習開発コース科目）又は「学校改善プラン開発実習」（学校力開発コース）を、さらに2年次後期には「教職実践プレゼンテーションⅡ」を履修させる。

現職派遣教員（14条特例適用）における「教職専門実習Ⅱ」（1年次後期開講）及び「教職専門実習Ⅲ」（2年次前期開講）は、現任校以外の近隣の連携協力校及び附属学校で行い、実務と授業の区別を明確にする。このことについては、山形県教育委員会との合意に至っている。また、教員としての質の保証、すなわち実践的指導力の総括的評価の観点から、「教職専門実習Ⅳ」（2年次後期開講）を同様に現任校ではなく附属学校で実施する。

特に2年次の現職教員の実習「教職専門実習Ⅲ・Ⅳ」については、実施される期間（計3週間）は現任校での職務専念義務を免除することで県教育委員会と合意している。また、現任校に対する措置として、現在、教育活動の円滑な実施の観点から、県教育委員会において学校に対する非常勤講師の充当等の対応を検討している。

◇コース別選択科目の設定における考え方、及び共通科目との内容上の関連性・体系性

「コース別選択科目」は、共通科目の各領域で開設されている授業を基盤として、より専門的かつ体系的に学修できるように授業科目を設定する。コース別選択科目のうち、学習開発コースでは、「授業力」をさらに高めるために、「かかわり」と「学び」の2つの視点を基盤とする。「学び」「かかわり」は、今日的な教育課題であり、第5次山形県教育振興計画の重点と対応するもので、全国的な教育テーマでもある。

特に教科指導力の向上について、総合大学のメリットを生かして、他学部教員によるオムニバス形式で、創造的で先進的な教材開発を推進できるように科学研究の先端的な事例に触れ、研究のブレークスルーを実感させる授業科目「教材開発のための先進研究」を開設する。

確かに「授業力」を備えた「授業のエキスパート」を養成するためには、中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」（平成18年7月）において、「その教科内容や教科教育に関する豊富な知識・技術の蓄積に加えて、児童生徒等を感動させ学習への期待をふくらませる教材開発力と授業の展開力の育成が必要である」とことが指摘されている。児童生徒を感動させ学習への期待をふくらませる教材は、教員自らが教材開発に従事し、その成果に感動し、期待をもって授業に臨むものでなければならない。

また、この開発過程における試行錯誤の経験が、授業の展開力育成につながる。

本教職大学院では、この教材開発力の基礎的資質として、①既成教材の活用方法を育成するのではなく、教員自らが感動できる新たな教材の開発を推進する「創造的研究力」、②直面する課題を適切に判断し、即応できる「切迫感のある対応力」を育成する必要がある。

しかし、目指す教材開発力は、既成教材の活用方法にとらわれがちな教育現場との往還を行うだけでは、その育成に限界がある。そこで、本授業では、最先端の科学的研究や開発研究に従事している研究者に、その研究において従来の思考や研究方法をどのようにしてブレークスルーし、世界を先導する研究成果に至ったかなどの体験事例を提示させ、その研究の試行錯誤の臨場感を学生に伝え、その課題解決における切迫感のある対応を実感させる。ブレークスルーとは、既成の概念や思考法、あるいは研究方法などを「打破すること」である。資料6に示すとおり、授業では具体的な事例の提示により、教材開発における課題発見やその解決方法を学生自らが疑似体験できるようにする。そして、先進研究の本質にふれることで、育成すべき「創造的研究力」や「切迫感のある対応力」の重要性を認識するとともに、その育成を図ることができるようになる。

（資料6：総合大学における教職大学院）

さらに、教科教育担当者、教科専門担当者、附属学校教員、連携協力校教員の協働で、附属学校と連携協力校を活用して実施する「教材開発のための教科内容研究」、「教科活用力とリテラシー」、「教材開発プロジェクト実習」をとおして創造的指導力の育成を図る（資料7参照）。

学校力開発コースでは、地域における学校研究と教育課程の編成などの面から学校づくりのコーディネーターとしての資質能力を高めるように、「教員の活用」と「地域の教育」の2つの視点を基盤とする。このコースでは、授業科目「学校力とファシリテーション」により組織力を引き出す力の向上を図ったり、教育課程の編成の具体化やトップリーダーの人間力に触れることを目的に、教育行政経験者が担当する「地域教育計画の事例研究」などの実践的な科目により学校や地域づくりの実際を学んだりすることができる。

2つのコースに共通して、多様な地域での授業づくりや学校づくりなどを学ぶ「都市圏実習」と「異文化圏実習」の応用実習を設け、学生のニーズに応じて選択できるようにする。

なお、「学習開発コース」所属の現職派遣教員は、本コースの目的である「新たな授業づくりを創造できる」資質の育成を図ることになるが、その資質を基盤に、今後、学校における研究主任等としての活躍を見越し、「学校力開発コース」開講の授業科目から2単位の修得を認める。

本教職大学院のコースワークとして、主に次の4つとする。

[学習開発コース]

① 小学校の教員を目指し、授業力を確実にしたいストレートマスター

児童の学習面と生活面の支援について、理論と実践の両側面から学修し、特に児童支援として学習指導場面で実践的指導力を発揮できる教員としての資質能力が身につくようになる。そのために、コース別選択科目では、「児童理解のために「認知学習過程と評価」「発達障害児の個別支援の実際と課題」を履修する。また、学習指導に関わって「教科活用力とリテラシー」2科目を履修する。

② 中学校の教員を目指し、授業力を確実にしたいストレートマスター

生徒の学習面と生活面の支援について、理論と実践の両側面から学修し、特に生徒支援として教科指導場面で実践的指導力を発揮できる教員としての資質能力が身につくようになる。そのために、コース別選択科目では、「生徒理解のために「認知学習過程と評価」「道徳教育の実際と課題」を履修する。また、教科指導に関わって、その基礎となる「教材開発のための先進研究」と教科指導の実践に役立つ「教科活用力とリテラシー」を履修する。

③ 教科力向上の開発に資する力量をつけたい現職教員

児童生徒の学習面と生活面の支援について、理論と実践の両側面から学修し、特に児童生徒支援としての授業場面と学校研究の場で実践的指導力を発揮できる教員としての資質能力が身につくようになる。そのために、コース別選択科目では、「児童生徒理解のために「認知学習過程と評価」「発達障害児の個別支援の実際と課題」を履修する。ま

た、教科指導の実践に役立つ「教科活用力とリテラシー」2科目を履修する。

[学校力開発コース]

④ 学校力向上の開発に資する力量をつけたい現職教員

学校の組織活性化について理論と実践の両側面から学修し、学校づくりにおいて実践的指導力を発揮できる教員としての資質能力が身につくようにする。そのために、コース別選択科目では、学校力向上の基盤となる科目として「地域教育計画の事例研究」「学社融合の実践と課題」を、組織を生かす力量を身につけるために「人間関係形成の実践と課題」「学校力とファシリテーション」をそれぞれ履修する。

◇「コース別選択科目」における「総括評価科目」は、山形県教育委員会と本学が共同して評価に当たり、「教職力」の向上を評価するものである。「教職実践プレゼンテーションⅠ」では、授業力の向上や地域社会との連携など、大学院1年次で学んだ内容をもとに大学院生各自の課題について発表する。「教職実践プレゼンテーションⅡ」では、2年間の学びを総括して発表する。なお、プレゼンテーションまでの学修は、個々の課題に基づき、指導教員が中心となって課題把握、課題への対応、課題への実践、課題解決の評価というプロセスを辿るように、継続的に実施される科目である。

これら科目の構造を図に示したのが資料8である。

(4) 授業科目の履修により取得させるべき一般目標及び到達目標

共通科目の履修により修得させるべき資質能力として設定する目標は、以下のとおりである。

① 教育課程の編成・実施に関する領域

■科目名

特色あるカリキュラムの開発

■一般目標

学校現場における児童生徒の教科教育・学習の改善や具体的な指導内容・方法について実践と省察を行い、学校における特色ある教育課程の編成・実施について理解する。

■到達目標

学校裁量により独自の教育課程を編成する意義を理解し、編成された内容・方法の実践と省察を繰り返し学ぶことにより、教育的な成果を意図した教育課程の編成・実施を行うことができる。さらに、編成した教育課程に基づく実践と検証を学び、再検討・修正を行うことができる。

児童生徒の教科学習の実態に関わる情報と教科内容・教科教育の知見に基づく教育課程の編成が、児童生徒の学習にとって有効であることを認識できる。

■科目名

教科を生かした「総合的学習」の実践と課題

■一般目標

学校現場における児童生徒を中心とする学びの改善や具体的な指導内容・方法について実践と省察を行い、学校における特色ある教育課程の編成・実施について理解する。

■到達目標

学校裁量により独自の教育課程を編成する意義を、「総合的な学習の時間」におけるカリキュラムを素材にして理解し、編成された内容・方法の実践と省察を繰り返し学ぶことにより、教育的な成果を意図した教育課程の編成・実施を行うことができる。さらに、編成した教育課程に基づく実践と検証を学び、再検討・修正を行うことができる。

児童生徒の学び全般の実態に関わる情報と教育課程論及び教育方法学の知見に基づく教育課程の編成が、児童生徒の学習にとって有効であることを認識できる。

② 教科等の実践的な指導方法に関する領域

■科目名

授業実践の記録・分析と校内研修

■一般目標

学校現場における児童生徒の学びの実態を把握する意義と方法について理解する。

■到達目標

教科教育法の知見を踏まえ、児童生徒の学びの実態の量的側面及び質的側面を把握するための観察法、評価法、記録のとり方を学び、実際の資料収集に活用できる。

実際に収集・再現した資料をもとに児童生徒の教科学習上の実態を把握し、校内研修における実践と省察を繰り返すなかで、教員集団の有効な共有情報として的確に活用できる。

■科目名

教材開発と児童生徒理解（言語系）

■一般目標

学校現場における児童生徒の学びの実態を把握する意義と方法について理解し、実態の把握に基づいて教材開発の意義と方法を理解する。

■到達目標

国語科や英語科などの教科教育法及び教科専門学の知見を踏まえ、児童生徒の学びの実態の量的側面及び質的側面を把握するための種々の方法を学び、実際の資料収集に活用できる。

実際に収集・再現した資料をもとに児童生徒の言語力に関わる教科学習上の実態を把握し、学校での実践と省察を繰り返すなかで、教員集団の有効な共有情報として的確に活用できる。

■科目名

教材開発と児童生徒理解（数理系）

■一般目標

学校現場における児童生徒の学びの実態を把握する意義と方法について理解し、実態

の把握に基づいて教材開発の意義と方法を理解する。

■到達目標

算数・数学科や理科などの教科教育法及び教科専門学の知見を踏まえ、児童生徒の学びの実態の量的側面及び質的側面を把握するための種々の方法を学び、実際の資料収集に活用できる。

実際に収集・再現した資料をもとに児童生徒の数学的・科学的認識に関わる教科学習上の実態を把握し、学校での実践と省察を繰り返すなかで、教員集団の有効な共有情報として的確に活用できる。

③ 生徒指導、教育相談に関する領域

■科目名

子どもの不適応への理解と支援

■一般目標

学校現場において特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の背景及び実態を分析・検討する意義と方法について理解する。

■到達目標

発達科学及び教育科学の知見を踏まえ、従来の指導内容・方法と不適応など特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の背景及び実態との関係について分析・検討できる。併せて、観察や評価・検査結果等を指導内容・方法と実態の分析・検討に活用する意義を理解することができる。

実際に収集した資料をもとに児童生徒の不適応とその支援を必要とする背景及び実態を分析・検討し、学校における実践と省察を繰り返すなかで、教員集団の有効な共有情報として活用することで、多面的な児童生徒の理解が可能であることを認識できる。

■科目名

学校カウンセリングの実践と課題

■一般目標

学校現場において適応上の配慮や支援を必要とする児童生徒の背景及び実態を分析・検討する意義と方法について理解する。

■到達目標

臨床心理学及び教育心理学の知見を踏まえ、適応上の配慮や支援を必要とする児童生徒の背景及び実態との関係について分析・検討できる。併せて、観察や評価・検査結果等を指導内容・方法と実態の分析・検討に活用する意義を理解することができる。

実際に収集した資料をもとに児童生徒の適応上の配慮や支援を必要とする背景及び実態を分析・検討し、学校における実践と省察を繰り返すなかで、スクールカウンセラー等と教員集団間の有効な共有情報として活用することで、多面的な児童生徒の理解が可能であることを認識できる。

④ 学級経営・学校経営に関する領域

■科目名

学級経営とカリキュラムの開発

■一般目標

学級組織マネージメントを教員組織の立場から理解する。学級・学校における児童生徒指導のスキルを身につけ、学級づくりやカリキュラム開発に生かせる。

■到達目標

学級経営案を作成し、校内研修に参画することで検討できる。学級経営上の種々の工夫、子どもの理解に基づく学級カリキュラムの開発などを教師集団のなかで分析し、その意義と課題を理解することができる。

実際に収集した資料をもとに児童生徒の集団づくりに参画する。グループ学習での工夫や朝の会の指導を実践・省察し、方法と内容の情報の共有化により、カリキュラムの開発へつなげることができる。

■科目名

組織管理の実践と学校

■一般目標

学校組織マネージメントを教員組織の立場から理解する。学校組織の問題を教育委員会制度や教員人事、地方行政や文部行政などの学校外の社会的な問題から俯瞰し、学校組織とその運営・管理の意義と方法を理解する。

■到達目標

事例分析や資料を通して、開かれた学校と組織マネージメントの方法を理解することができる。家庭、地域及び行政との連携の意義と在り方を理解することができる。

具体的なケース・スタディーを通して、学校と社会、学校と安全、学校外との連携などの課題についての情報を共有化し、分析・検討することができる。

⑤ 学校教育と教員の在り方に関する領域

■科目名

社会と教員の在り方

■一般目標

現代社会における「あるべき教師像」を教職の使命感や職業的倫理に結びつけて理解する。教員の地位と身分、職務内容及び同僚性などの問題を今後の教員生活に生かせる。

■到達目標

教員研修や校務分掌等の現場での分析を通して、教師の資質と教師像を明確に描くことができる。地域でのコミュニケーション及び家庭と学校との連携を分析的・実践的に理解できる。

実際に収集した資料をもとに児童生徒の権利や学校及び教員の在り方を集団で協同して探究できる。

■科目名

学校の安全と防災教育

■一般目標

現代社会における「学校の安全」について、防災という観点からハード面での取組と地域における学校の役割として期待される住民との協働によるソフト面とを結びつけて理解する。これからの中学校教育と教員の在り方を防災教育等の必要性及び地域との連携などの問題から捉え、今後の教育実践に生かせる。

■到達目標

現場での防災教育の取組の事例分析を通して、学校のこれからの中学校教育と教員の役割を明確に理解することができる。地域でのコミュニケーション及び家庭と学校との連携を分析的・実践的に理解でき、併せてその方法を身につけることができる。

実際に収集した資料をもとに児童生徒の安全や学校及び教員の在り方を集団で協同して探究できる。

（5）実習の事前・事後に履修すべき学修内容の考え方

学校における実習のねらいは、現場での課題に応える高度な教職専門としての実践的課題解決能力の修得と定着である。そのねらいに沿って、本研究科における実習は、教職専門実習として、教職専門実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳから構成される。さらに、すべての実習が、コース別科目の総括評価科目である「教職実践プレゼンテーション」と連動することで、実践と理論の往還を可能にし、実習のねらいが達成できるものと考えている。したがって、2年間にわたる「教職実践プレゼンテーションⅠ・Ⅱ」（通年、計3単位）の履修が実習の履修の要件となる。

教職専門実習Ⅰは、1年次前期に実施されるもので、事前に履修すべき科目はないが、共通科目のうち半数の授業を履修しながら実施される基礎的な実習であり、1年次前期の教職実践プレゼンテーションⅠで、実習のオリエンテーションに加え、実習の事前・事後指導を併せて行うこととする。

教職専門実習Ⅱは、1年次後期に実施され、教職専門実習Ⅰ及び共通科目（1年次前期に5科目を履修する。）での学修を基礎として、教育実践に参加することにより、課題の対応策について考察することをねらいとしている。したがって、課題の明確化を図る「教職専門実習Ⅰ」及び「教職実践プレゼンテーションⅠ」の履修を実習参加の要件とする。また、同時に履修モデルに示したように、各自のこれまでのキャリアや課題に応じてコース別選択科目の学修との往還が求められる。1年次後期の教職実践プレゼンテーションⅠで、実習オリエンテーションに加え、実習の事前・事後指導を併せて行うこととする。

教職専門実習Ⅲは、2年次前期に実施されるもので、教職専門実習Ⅰ及びⅡの上に成り立つ実習である。学生自らの課題解決の対応策を練り上げ、実践をより確かなものに高めることをねらいとする。そのために、学習開発コースでは「教材開発プロジェクト実習」を、学校力開発コースでは「学校改善プラン開発実習」を2年次前期に並行して履修する必要がある。そこで開発する対応策の実践が教職実践実習Ⅲで求められる。また、共通科目全20単位の取得が実習参加の要件となる。2年次前期の教職実践プレゼンテーションⅡで、実習のオリエンテーションに加え、実習の事前・事後指導を併せて行うこととする。

教職専門実習Ⅳは、2年次後期に実施されるもので、教職専門実習Ⅰ・Ⅱ及びⅢの上に成り立つ実習である。学生自らの課題解決の対応策を再度練り上げ、学修の総括として、実践を確実なものにすることをねらいとする。そのために、学習開発コースでは「教材開発プロジェクト実習」を、学校力開発コースでは「学校改善プラン開発実習」を2年次前期に既に履修しておく必要がある。そこで開発した最終的な対応策の実践が教職実践実習Ⅳで求められる。また、実習以外の授業科目の履修が実習参加の要件となる。2年次後期の教職実践プレゼンテーションⅡで、実習のオリエンテーションに加え、実習の事前・事後指導を併せて行うこととする。

工 教員組織の編成の考え方及び特色

(1) 教員組織の編成の考え方

教員組織の編成を資料9に示し、その考え方は以下のとおりである。

- ① 教育組織は、研究者7人と実務家教員6人（みなし専任1人）の計13人で編成し共通科目5領域の各領域を教員組織の単位とする。したがって、専任教員は、共通科目5領域の各領域を担当するように配置する。
- ② 共通科目5領域における各領域では、多くの領域で研究者と実務家教員を充当できるようにし、各領域の必修科目を担当する。
- ③ 実務家教員のうち3人は、山形県教育委員会を窓口に適任者を選考し、3年程度の任期付派遣教員として充当して、効率的で効果的な人事交流を図る。ただし、再任は妨げない。
- ④ 山形県教育委員会との間に人事交流に関する申し合せを策定する。また、今後も教員候補の推薦依頼を継続するが、公募制の原則による採用を検討する。
- ⑤ 教育の質を確保し継続性を保持する観点から、実務家教員の人事交流期間については、複数の教員が同一時期に異動することのないよう調整のための協議を山形県教育委員会と行う。
- ⑥ 中教審答申に基づき実務家教員採用に関する内規を設置までに定め、選考基準及び選考手続きを明確にする。
- ⑦ 地域教育文化学部教員、教職研究総合センター教員、本学の学長、理事等、他学部の教員及び附属学校教員を兼担教員として活用し、教育内容の充実を図る。
- ⑧ 教員の年齢構成は、30～39歳1人、40～49歳6人、50～59歳3人、60歳以上3人である。最年長者は平成21年4月1日で63歳である。本学の教員の定年は満65歳であり、問題はない。

(2) 特色

- ① 各領域に研究者と実務家をバランスよく配置し、「理論と実践の融合」の実現を図る。
- ② 教員組織の編成においては、山形県をはじめとする地域と連携する。
- ③ 領域によっては総合大学のメリットを活用して最先端の科学技術等を教授して学際的な知見を深める（資料7参照）。

(3) 実務家教員と研究者教員の配置の比率についての考え方

専門職大学院設置基準等では、専任教員の4割以上を実務家教員と規定しており、本研究科では専任教員13人とすることから、そのうち実務家教員を6人とする。研究者教員7人(54%)、実務家教員6人(46%)である。

(4) 各授業科目に応じ、実務の専門的見識・経験をもとに、知見を理論化し適切に教授できる実務家教員の配置（どのような考えに基づき、どのような実務能力の者を配置したのか。）

実務家教員は、教育課程の編成、組織経営、教育相談、教科教育、学校経営、少人数教育という6領域に配置し、基本的には研究者教員との専門性の重複を避け、実務の専門的見識・経験を発揮できるように考慮する。ただし、実践を理論化するために、理論的な業績を有すること、また、研究者教員とのチームティーチングを実現するために、実務内容と人物とを考慮して配置する。

(5) 既設学部等の教員を転籍させる場合の当該学部等の教育研究水準の維持・向上方策

本学では、教職大学院の設置に伴い、大学院教育学研究科（修士課程）を廃止することとしている。したがって、大学院の課程への影響はないと考えている。

また、学部については計画養成から開放制を基盤とした計画的養成に移行し、学科制による教員養成を行っており、専任教員数及び授業負担を十分に検討し、学部等の課程認定等に影響が出ないことを考慮して教職大学院の設置を進めてきた。したがって、専任教員の学部段階での授業担当については、平成19年度から学務委員会にカリキュラム検討作業グループを設け、鋭意検討を進め、現行の教員組織や教育課程に支障を来さないようにする。

さらに、教育研究水準の維持・向上のために、地域教育文化学部に今後の教員の配置等を含めて検討する「将来構想策定委員会」を平成20年4月に設置し、年度内に成案を得て、平成21年度から実施することとしている。

才 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

教育方法としては、すべての授業科目で「理論と実践の往還」を具体化する。そのため、連携協力校（附属学校を含む。）を置き、学習のフィールドとして活用する。

また、大学院生に指導教員を定め、指導教員は履修指導を含む教育全般に責任をもつ。指導教員については、入学後のオリエンテーション時に大学院生との面談により課題を明確化し、同時に指導教員の希望を聴取し、それを参考にして、一人の大学院生に主担当指導教員と副担当指導教員を選出する。なお、主担当と副担当指導教員の組合せは、必ず研究者教員と実務家教員とがチームになるように編成する。

(1) 入学から修了までの教育

標準修業年限：2年とする。

修了要件：2年以上の在学で、合計45単位の修得を要件とする。

履修指導：現職教員が入学することから、1年次に授業科目が多く配置されている。現職教員の場合、2年次には現任校で履修が可能な指導体制を構築するが、「学校における実習科目」の「教職専門実習Ⅲ」は現任校以外で行う。山形大学が運用している『YUサポートシステム』（資料10参照）により、大学院生にはきめ細かな履修指導と相談を行う。さらに、入学当初から、各自の学習目標を明確にし、履修モデルを参考にして学習計画を立てることにより、計画的な履修に配慮する。

既修得単位の認定方法：必要書類を提出した上で、研究科委員会の議を経て行う。

成績評価の方法：学生に配布する『履修の手引き』、シラバス及び各学期と各授業のオリエンテーション時に到達目標と評価の観点、基準及び方法をあらかじめ明示し、それに基づき客観的で厳格な成績評価を実施する。そのために、研究科共通の「成績評価ガイドライン」を作り、評価を教員相互でチェックして共通性を高める。また、「教職実践プレゼンテーション」では各年次における学修の総括評価を行い、その評価を総合して最終的な学修の修了を認定する。

(2) 履修方法・履修登録の上限

「共通科目」は、共通科目5領域から各4単位ずつ（必修18単位と選択必修2単位）の計20単位取得する。全コース共通の必修科目とする。

「学校における実習科目」は、教職専門実習Ⅰ（3単位）、教職専門実習Ⅱ（4単位）、教職専門実習Ⅲ（2単位）及び教職専門実習Ⅳ（1単位）の計10単位を修得する。全コース共通の必修科目とする。

「コース別選択科目（「総括評価領域」を含む。）」は、所属するコースの授業科目から10単位以上修得し、かつ他コースから2単位の計12単位を修得し、併せて全コース共通必修科目である教職実践プレゼンテーションⅠ及びⅡ（計3単位）を修得する。それにより計15単位を修得する。

なお、履修登録の上限は、各学年前・後期それぞれ20単位、年間で40単位とする。

(3) 履修モデル

学生は共通科目を基盤にしながら、コース別選択科目から授業科目を選択する。以下にコース別の履修例を示す。

① 「学習開発コースの履修モデル」

「学習開発コース履修モデル」は、授業力や教科力の向上や校内研究の改善についての力量を高め、さらには子ども理解や子どもの実態に応じたカリキュラムデザイン力を涵養することを目的とした履修モデルである。

本コースは、ストレートマスターと現職教員が学び合うことによって、付けたい力の修得を目指すが、ストレートマスターについては、子どもの理解とそれに基づく授業力向上に力点をおき、現職教員では、子どもの実態の応じたカリキュラムデザイン

及び校内研究でのリーダーシップに重点をおいて、これらの力量を育成することを目的とする。

(履修例 資料1.1 参照、履修スケジュール・時間割モデル 資料1.2 参照)

例1) ストレートマスター／学習開発コース履修モデル

例2) 現職教員／学習開発コース履修モデル

② 「学校力開発コースの履修モデル」

「学校力開発コース履修モデル」は、若手教員への指導、保護者や地域との連携、学校評価など、これからの中学校の教育力向上と学校改善についての力量を高めることを目的とした履修モデルである。

本コースは、学校づくりの有力な教員として、特に学校づくりのコーディネーターとしてリーダーシップを發揮できるような力量を育成することを目的とする。

(履修例 資料1.1 参照、履修スケジュール・時間割モデル 資料1.2 参照)

例3) 現職教員／学校力開発コース履修モデル

(4) 授業の工夫

授業形式は、「理論と実践の融合」を図る教育の実現の観点から、座学中心の講義は避け、加えて単なるオムニバス形式の授業も行わないように工夫する。

そのために、次のような教育内容と方法の工夫を取り入れることとする。

- ① 授業においては各回のテーマについて研究者教員と実務家教員がチームティーチングの形式で相互に話題の提供を行う。
- ② グループ・ディスカッションや全体ディスカッション等において交互にアドバイスする。
- ③ 実技指導、模擬授業、ロールプレイ、ワークショップ、事例検討、フィールドワーク等においても実務家教員に加えて研究者教員も助言等の役割を担う。
- ④ 研究者教員が単独または複数で担当する授業では学校現場における話題の提供と課題の検討を、実務家教員単独の授業では、理論的背景の解説と理論に依拠した実践的課題の評価を行う。

(5) 成績評価の方法及び学修の修了を総合的・最終的に確認する方策

- ① 授業科目の履修単位は、試験または報告書等により認定する。
- ② 各授業科目の成績は、評語によりS(90点以上)、A(80~89点)、B(70~79点)、C(60~69点)、D(60点未満)とし、S・A・B・Cを合格とし、Dを不合格とする。成績評価は、以下の表に定める区分により行う。

評価区分	評語と評価内容
100~90点	S: 特に優れた成績である。
89~80点	A: 優れた成績である。
79~70点	B: 概ね妥当な成績である。
69~60点	C: 合格に必要な最低限度を満たした成績である。
59~0点	D: 合格には至らない成績である。

- ③ 各科目の単位認定は、学期の終わりに行うものとする。
- ④ 各年度及び修了のための総合的な総括評価科目として「教職実践プレゼンテーション」を各年次に開講する。

教職実践プレゼンテーションの評価は、次による。

○「教職実践プレゼンテーションⅠ」（1年次後期1単位）

1. 題目の届出

学生は、指導教員の指導のもとに 10月末日正午までに「教職実践プレゼンテーション題目届」により小白川事務センター地域教育文化学部学務係に提出する。

2. 研究実践報告書の提出

「教職実践プレゼンテーション」を履修し成績評価を受けようとする者は、指導教員を通じて、「研究実践報告書」及びその要旨を研究科長に提出する。研究実践報告書の提出期限は、1月末日正午とする。

3. 教職実践プレゼンテーション評価委員

教職実践プレゼンテーションの評価は全専任教員が当たる。研究科委員会は、提出された研究実践報告書1編につき主査1人及び副査2人計3人の評価委員を選出する。ただし、主査は、原則として主担当指導教員とし、評価委員会は必ず研究者教員と実務家教員から構成することとする。

4. 教職実践プレゼンテーションの評価方法

教職実践プレゼンテーションの評価は、全委員が出席の上、教職実践プレゼンテーション評価委員が主査の総括の下に行う。

教職実践プレゼンテーションの評価の実施は、研究実践報告書とその発表を中心として、別表の到達指標に基づき、これに関連のある事項について口頭による質疑応答を通じて行う。

5. 評価のねらいと観点

学校づくりの有力な一員となりうる新人教員や学校づくりの中核を担うスクールリーダーが、教員として不可欠な基礎的資質能力の上に、それぞれのコースで教職大学院において修得しなければならない資質能力の到達目標を表1から表3に示す。それぞれの資質能力を確実に育成するために、個々の課題の把握と課題解決のための対応策立案の到達度を検証することが「教職プレゼンテーションⅠ」のねらいである。評価は、個々の学生の課題に応じて到達目標（評価の観点）を設定し、その到達度を評価委員が評価する。

6. 評価結果及びその報告

教職実践プレゼンテーション評価委員は、研究実践報告書の評価及び発表会での評価を教職実践プレゼンテーション最終評価報告書により、2月25日までに研究科長に提出する。

○「教職実践プレゼンテーションⅡ」（2年次通年2単位）

1. 題目の届出

学生は、指導教員の指導のもとに5月末日正午までに「教職実践プレゼンテーション題目届」により小白川事務センター地域教育文化学部担当係に提出する。

2. 研究実践報告書の提出

「教職実践プレゼンテーション」を履修し成績評価を受けようとする者は、指導教員を経て、「研究実践報告書」及びその要旨を研究科長に提出する。研究実践報告書の提出期限は、1月末日正午とする。

3. 教職実践プレゼンテーション評価委員

教職実践プレゼンテーションの評価は全専任教員が当たる。研究科委員会は、提出された研究実践報告書1編につき主査1人及び副査2人計3人の評価委員を選出する。ただし、主査は、原則として主担当指導教員とし、評価委員会は必ず研究者教員と実務家教員から構成することとする。

4. 教職実践プレゼンテーションの評価方法

教職実践プレゼンテーションの評価は、全委員が出席の上、教職実践プレゼンテーション評価委員が主査の総括の下に行う。

教職実践プレゼンテーションの評価の実施は、研究実践報告書とその発表を中心として、別表の到達目標に基づき、これに関連のある事項について口頭による質疑応答を通じて行う。

5. 評価のねらいと観点

学校づくりの有力な一員となりうる新人教員や学校づくりの中核を担うスクールリーダーが、教員として不可欠な基礎的資質能力の上に、それぞれのコースで教職大学院において修得しなければならない資質能力の到達目標を表1から表3に示す。それぞれの資質能力を確実に育成するために、個々の課題解決のための実践と実践の自己評価、評価を活用した探究の到達度を検証することが「教職プレゼンテーションⅡ」のねらいである。評価は、個々の学生の課題に応じて到達目標（評価の観点）を設定し、その到達度を評価委員が評価する。

6. 評価結果及びその報告

教職実践プレゼンテーション評価委員は、研究実践報告書の評価及び発表会での評価を教職実践プレゼンテーション最終評価報告書により、2月25日までに研究科長に提出する。

- ⑤ 修了の最終的な確認は、上記を総合して研究科委員会の議を経て行う。

表1 「学習開発コース」ストレートマスターの学生を対象とした到達指標

コース	教員像（教育目標）	求められる資質能力（項目）	到達目標
学 習 開 発 コ ー ス	多様な人々が互いに学び合う関係を指導できる	児童生徒の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の発達段階を踏まえながら、一人ひとりを理解しようとできる。 ・児童生徒を尊重し、子どもの多様な可能性に対して、期待を持つことができる。
		人間関係の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の個性を把握して、それぞれの発達を引き出すような豊かな人間関係を考究できる。 ・望ましい集団の実現をめざして、児童生徒の自己実現を図るような指導ができる。
		多様な児童生徒とのコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・お互いの信頼関係を構築するため、多くの場で積極的に児童生徒と関わることができる。 ・コミュニケーション能力を持ち、多様な個性を踏まえ、児童生徒とコミュニケーションを図ることができる。
		学級経営	<ul style="list-style-type: none"> ・相互に学び合い育ち合う関係を形成する学級経営について理解できる。 ・児童生徒の実態や学級の状況を適切に把握し、経営プランを考えることができる。
	確かな「授業力」を備え、地域の子どもの学力向上を支えられる	カリキュラムと授業の構想	<ul style="list-style-type: none"> ・担当学年についての見通しを持ち、適切な目標を設定することができます。 ・各学校の特色や児童生徒の学習状況を踏まえたカリキュラムの開発と評価を行うことができる。
		教材開発	<ul style="list-style-type: none"> ・教科等の内容に関わる専門的・体系的な知識を有し、担当学年の内容にふさわしい教材を開発することができる。 ・開発した教材を実践し、その評価をもとに改善を行うことができる。
		指導形態・方法	<ul style="list-style-type: none"> ・確かな学力の保証のために、効果的な指導の方法や形態の工夫ができる。 ・指導方法や形態に関する知識を有し、それを踏まえて、適切に活用し実践することができる。
		学習評価	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の学習状況や履歴について、適切に評価を行うことができる。 ・評価の結果をもとに、学習の改善のための工夫を行うことができる。

注)到達目標は実際の学校現場での実施内容として記述している。実際の評価では、学修によって、到達目標に記述した内容に係る資質能力が身に付いたかを評価する。

表2 「学習開発コース」現職教員の学生を対象とした到達指標

コース	教員像（教育目標）	求められる資質能力（項目）	到達目標
学習開発コース	多様な人々が互いに学び合う関係を指導できる	児童生徒の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の発達段階を踏まえながら、一人ひとりを多面的に理解できる。 ・児童生徒を尊重し、子どもの多様な可能性に対して、適切な期待を持つことができる。
		人間関係の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の個性を把握して、それぞれの発達を引き出すような豊かな人間関係を築くことができる。 ・望ましい集団の実現をとおして、児童生徒の自己実現を図るような指導ができる。
		多様な児童生徒とのコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの場で積極的に児童生徒と関わり、お互いの信頼関係を作ることができる。 ・コミュニケーション能力を持ち、多様な個性を踏まえ、児童生徒と円滑なコミュニケーションを維持できる。
		学級経営	<ul style="list-style-type: none"> ・相互に学び合い育ち合う関係を形成する学級経営を心がけ、具体的な手立てを考究できる。 ・児童生徒の実態や学級の状況を適切に把握し、経営プランをもって、学級経営上の課題解決に当たることができる。
	確かな「授業力」を備え、地域の子どもの学力向上を支えられる	カリキュラムと授業の構想	<ul style="list-style-type: none"> ・多学年にわたる見通しを持ち、適切な目標を設定することができる。 ・各学校の特色や児童生徒の学習状況を踏まえたカリキュラム開発を行うことができる。 ・児童生徒の学習状況から、カリキュラムの評価を行い、常に改善することができる。
		教材開発	<ul style="list-style-type: none"> ・教科等の内容に関わる専門的・体系的な知識を有し、児童生徒の実態に即した教材を開発することができる。 ・開発した教材を実践し、その評価をもとに改善を行うことができる。
		指導形態・方法	<ul style="list-style-type: none"> ・確かな学力の保証のために、効果的な指導の方法や形態に関して提案することができる。 ・指導方法や形態に関する知識とスキルを有し、児童生徒の実態に合わせ、それらの能力を適切に活用し実践することができる。
		学習評価	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の学習状況や履歴について、多様な視点から評価を行うことができる。 ・評価の結果をもとに、学習の改善のために適切な支援を行うことができる。

注)到達目標は実際の学校現場での実施内容として記述している。実際の評価では、学修によって、到達目標に記述した内容に係る資質能力が身に付いたかを評価する。

表3 「学校力開発コース」現職教員の学生を対象とした到達指標

コース	教員像（教育目標）	求められる資質能力（項目）	到達目標
学校力開発コース	学校と地域を開かれた関係で結び、確かなパートナーシップを築ける	教員の自立と使命感	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の本質的課題や現代学校改革等との関連で、教員のあるべき目標を設定し、説明できる。 ・社会人としての判断力と行動力を持ち、全体の奉仕者としての高い倫理観を持つことができる。
		学校と地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・地域との関連における学校・学校教育の役割を深く理解できる。 ・学校を拠点とした地域の教育力を高める取組みをすることができる。
		学校の安全と信頼	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や学級の教育活動を進める上で想定される危機状況を理解し、対応できる。 ・学校を安全な環境として保つことができる。
	豊かな「人間力」と社会性を備え、地域における学校力向上を支えられる	エンパワーメントとファシリテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の資質向上を図る校内研修のプログラムを作成し、組織できる。 ・他の教員をリードする形で教育活動に取組み、教員の資質改善に資することができる。
		学校経営	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の実状や課題を理解し、適切な経営を行う計画を立てることができる。 ・組織マネジメントに関する知識や知見を活用し、学校の教育活動をリードできる。
		社会性とコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かなコミュニケーション能力を持ち、地域住民や保護者との信頼関係を構築できる。 ・教育実践者としての自己を反省的に捉え、学び続ける姿勢を持つことができる。

注) 到達目標は実際の学校現場での実施内容として記述している。実際の評価では、学修によって、到達目標に記述した内容に係る資質能力が身に付いたかを評価する。

(6) その他

- ① 1年コースや長期在学コースを設定する場合、その理念、方策等
本研究科では、上記コースは設定しない。
- ② 現職教員に対して「学校における実習」免除する場合の考え方等
本研究科では、実習の免除は行わない。
- ③ コース等毎に履修スケジュール（実習を含む）が分かる時間割モデル
本研究科における時間割モデル・履修スケジュール（資料12）に示す。

力 施設・設備等の整備計画

本研究科の施設・設備等の整備に関する基本的な考え方並びに計画の概要は次のとおりである。

a. 講義室等の整備計画

本専攻の教育研究に必要な大学院学生の研究室等については、地域教育文化学部研究棟に2つの院生研究室（2号館3階307号室（44m²）及び344号室（22m²）を用意する。本専攻で主に使用する講義室（C2教室、62m²）と演習室（共通14演習室、45m²）の周辺には地域教育文化学部計算機実習室（78m²）や教員研究室が配置されており、物的・人的両面の環境に恵まれている。（講義室等の配置図：資料1-3）

また、学校での学修を日常的に行うために、附属学校には大学院生用の研究室を確保するとともに、平成19年度から2カ年計画で大学院生用のパソコン30台を整備することとしている。大学院生が使用するビデオ等の機材及び心理検査等については、すでに既設の教育学研究科で整備が行われている。連携協力校においても実習生のための研究室及び学修のための設備等について県教育委員会を介して整備することにしている。

なお、本研究科の設置により、このほかに必要となる施設・設備等の整備については、設置準備室を設置して具体的な作業を進めることにしており、かつ施設については、地域教育文化学部の現有の講義室等の有効活用を図ることを基本に、不足する部分については新規に整備することを計画している。

b. 機器等の整備計画

機器等の整備については、毎年度、校費等の規定経費による整備のほか、学長裁量経費による実習機器等の整備経費が措置されており、本研究科で必要とする機器等についても同様の配分を受ける予定である。

さらに今年度から、教員に配分する校費の一部を本研究科設置経費として管理し、教育研究機器の整備に充てる考えである。

c. 図書等の整備計画

図書については、附属中央図書館の蔵書は687,923冊を数え、雑誌種は12,560種で、小白川地区の学生は、平日8時45分から21時まで、土曜、日曜、祝日も11時から18時まで利用可能となっている。さらに、本学の医学部、工学部、農学部の各分館も利用できるようになっている。なお、これらの図書の検索については、インターネット上からの検索が可能であり、図書館の各階に蔵書検索用パソコンが設置され、一部の階で無線LANを利用したパソコンによる検索ができるようになっている。

しかし、14条特例の実施において、図書館の開館時間は学生の学修における活用として十分とは言えない。そのため、現在、教育学研究科では、各教科の資料室を昼夜をとおして利用できるようにしている。そこで、図書館の貸出の「予約制度」や図書を長期間にわたって研究室に保管して利用できる「研究室貸出制度」を活用するとともに、教職研究総合センターに教育研究上、最低限必要と考えられる図書及び資料等を整備し、いつでも利用できるようにする。さらに現行と同様、地域教育文化学部の各資料室も休日を含めて昼夜をとおして利用できるようになる。

電子ジャーナルは、現在、約5,000タイトルが利用可能で、学内LANに接続されたパソコンから常に利用できる。

本研究科の設置により中央図書館とさらに連携を図りながら、必要な図書の整備を進め、教育研究環境の整備に積極的に取り組む。

キ 既設の学部（修士課程）との関係

超少子高齢社会等の社会構造の変動は、学校教育の現場に対しても、これまで未経験な課題を課している。子どもたちの社会性やコミュニケーション能力等の不足による問題行動、都市化や過疎化の進行による学校規模の多様化、新たな教育目標に応える学習形態の多様化、少ない新規採用教員数による教員年齢構成のアンバランス、さらには地域コミュニティの欠如による地域教育力の低下等である。

このような課題に対応するには、①1つの学校における教員数の減少や中堅層教員の薄さによる学校内教員指導体制の機能低下を改善できる教員、②進歩する指導形態・指導方法に対応できる力量をもった教員、③地域における学校の役割を理解できる教員、つまり

- ◇ 地域で学校の教育力や授業力の向上をリードする「中核的中堅教員」
 - ◇ 多様な授業づくりを実践できる「力量ある新人教員」
- の養成を喫緊の課題としている。

このような教員は、「創造的実践力」「地域分析力」「バランス・総合力」に裏付けられた高度な教員としての資質能力を備える必要がある。

（1）現在の教育学研究科の教員養成システムと地域社会のニーズ

山形大学教育学研究科は、平成5年（1993年）に2専攻6専修で発足し、年次、整備を推進し、平成10年に2専攻11専修（入学定員39名）をもつ研究科として完成させた。本研究科は、研究能力を基盤とした実践的指導力を備えた高度専門的職業人としての教員養成機関及び現職教員の研修の場として、役割を果たしている。さらに、平成18年4月から学校教育学専攻学校教育専修における臨床心理分野が「臨床心理士」受験資格に伴う養成に関する指定を受けるなど、地域社会のニーズに積極的に応えている。

このような中で、山形大学は、教育学部から地域教育文化学部への改組（平成17年4月）を行った。地域教育文化学部が目指したのは、①「総合性、実践性、地域性」の涵養を基調とした教員養成、②学部教育と大学院教育を連結した6年間一貫型教育の実施、③現職教員の研修機能の維持・発展、等である。

このように、本学が育成する教員としての資質能力は、地域から現在の教育学研究科に対する、①今日的学校課題への対応力が不十分、②理論と実践の乖離、③地域ニーズへの対応が消極的、などの課題解決を図るための資質能力となるものである。そのために、本学では教職大学院の設置に当たり、現在の教育学研究科を廃止し、教員養成機能の継承・発展をねらっている。本学においては、教職大学院の設置を「選択」することにより、教職大学院への教育研究の「集中」を可能にする。

（2）学部段階の取組

近年、本学部においては、教員採用数の地域格差の影響により、学年の進行に伴い教職を希望する学生数が減少する傾向が顕著になっていた。これは教職課程の授業に対する取組み姿勢に格差を生み出す結果となり、教育システムの見直しが喫緊の課題であった。

平成17年度の教育学部から地域教育文化学部への改組により、教職課程は教職志向の強い学生集団を対象とすることになった。そこで、確実な教科指導力と子ども理解に裏付け

られた「基礎的単元開発力」を育成するため、「理論と実践の往還」を念頭に、以下のような特色を持つ新しい教育課程を編成・実施している。

学部段階で、計画的かつ体系的に教職の基礎資質を育成するため、授業科目を、「入門科目」（10単位必修）、「基盤科目」（20単位必修）、「専門科目」（20単位必修）、「発展科目」（20単位必修）の4つのカテゴリーに大別し、段階的かつ系統的に配置した。

教職を広い視野から総合的に捉えさせるため、地域の教育文化に係る授業科目の必修化及び「自由科目群」を設置し、「自由単位」として20単位の修得させるようにした。

文系・理系を超えた総合的視野から論理的思考を育成するため、探究の基礎セミナー（数理科学および社会科学）を設置した。

確かな教材開発力を育成するため、「理論と実践の往還」を繰り返すことを念頭に、教材開発力の育成に係る授業科目を系統的に配置した。

教科指導と学級経営を統合させるために、授業科目「教材開発研究」を設置した。

自己学習力の向上を図るため、教育ボランティアを内容とする授業科目「教育臨床体験」を設置した。

しかし、地域社会の教育課題に的確かつ柔軟に対応し、多様な授業づくりを実践できる教職力（「創造的実践力」「地域分析力」「バランス・総合力」）を育むためには、学部4年間で育成した教員としての最小限必要な能力をさらにパワーアップする必要がある。

（3）教育学研究科における取組

現大学院生の大学院教育に対するストレートマスターのニーズは、①公立学校を活用したフィールドワーク型授業の充実、②教材開発とその授業実践、③単元構成力の修得、④チュートリアル型授業の充実、などが挙げられている。

一方、現職教員派遣大学院生のニーズは、①現代の教育課題に対する処方箋とその裏付けとなる理論、②教科指導における課題の深化とそのための理論の蓄積、③学級カリキュラムの開発力、などが挙げられている。

このような地域社会の教員養成に対するニーズ及び大学院生のニーズに応えるべく、本教育学研究科においても、教科教育専攻の各専修で開設の「授業研究」（2単位必修）及び全専攻共通科目として開設の「教育実践研究特論」（2単位必修）と「教育実践研究演習」（2単位必修）を活用し、教員として必要な資質能力育成のための教育を開設している。

「授業研究」においては、山形県内の公立小中学校の授業を参観させるとともに授業分析を行っている「地域密着型実習」の取組もある。「教育実践研究特論」では県教育委員会から課長、課長補佐、指導主事及び附属小・中学校副校长を講師として招聘し、「地域教育の課題と取組」と「附属学校の教育目標と取組」について学習させている。この学習を踏まえ、「教育実践研究演習」で、附属小中学校を活用し、附属学校教員と協働で単元構成を踏まえた授業づくりや学校力向上の取組を実感させている。さらに、この成果は成果発表会を通して内省させ、新たな課題発見につなげるといった、試行錯誤の重要性についても涵養している。これらの取り組みで、ストレートマスターと現職教員派遣大学院生がチームとなって実施されている。

（4）教育学研究科の改組

以上のように、本学部においても、社会の喫緊の課題である「中核的中堅教員」と「力量ある新人教員」の養成を目指し、その基盤となる「創造的実践力」「地域分析力」「バランス・総合力」に裏付けられた高度な「教職力」を育成するため、①学部段階では、改組に伴い新たな視点（「実践性」「地域性」「総合性」の涵養）で教職課程を構想し、現在、3年次を実施しているところである。一方、②大学院段階では、既存の授業科目ではあるが、「地域における学校づくり」や「理論と実践の往還」を意識した授業改善を図り実施している。

「創造的実践力」「地域分析力」「バランス・総合力」を育成するためには、学部段階の「実践性」「地域性」「総合性」の涵養から、さらに教員として必要な資質能力を深化・発展させなければならない。

すなわち、下記の点を担保・充実させた教育課程の編成と教育方法の導入が必要である。

- ① 地域に根ざした教育を実践し、地域の学校づくりの方法を学ぶためには、地域社会の変貌を肌で感じ、様々な地域における教育課題を理解する場の設定が不可欠である。
- ② 学校現場での実践力・応用力などいわゆる高度な「教職力」は、豊かな人間性や社会性と幅広い教養を基礎とし、理論を実践のなかで結合していくことができる資質であり、繰り返し大学と学校現場を往還し、その試行錯誤のプロセスのなかで育まれるものである。
- ③ 現職教員派遣大学院生に対しては、学校力向上の担い手として、コーチング力やファシリテート力の育みが不可欠である。

これらの内容をすべて、現在の教育学研究科の学校教育専攻と教科教育専攻の枠組みの中に入れ込むためには、具体的な方策として、①現場感覚を研ぎ澄ますために数名の実務家教員の配置、②現場の実態を把握するために様々なタイプの学校における実習、③大学院生の試行錯誤の過程を現場教員と大学教員が一体となって担保できる高度教職専門実習校、④教職のプロフェッショナルを養成するために体系化された教育課程とそれを担保する教員集団、が挙げられる。

本学では、教育学研究科〔専任教員数89人（内実務家教員数3人）〕の学校教育専攻（入学定員6人）と教科教育専攻（入学定員33人）を廃止・統合し、新たに教職大学院教職実践専攻〔専任教員数13人（実務家教員数6人）、入学定員20人〕を設置し、教職のプロフェッショナルを養成する。「学習開発コース」（入学定員13人）と「学校力開発コース」（入学定員7人）を置く。「学習開発コース」は、「学校の授業力の向上をリードする『中核的中堅教員』」及び「多様な授業づくりを実践できる『力量ある新人教員』」の養成を目指し、「学校力開発コース」は「学校の教育力の向上をリードする『中核的中堅教員』」の養成を目指す。

（5）大学院の設置に伴い、既設の学部段階及び修士課程などの他の課程はどのような影響をうけるのか。また、それにより教員組織や教育課程をどのように再編するのか。

本学では、教職大学院の設置に伴い、大学院教育学研究科（修士課程）を廃止すること

としている。したがって、大学院の課程への影響はないと考えている。

また、学部については計画養成から開放制を基盤とした計画的養成に移行し、学科制による教員養成を行っており、専任教員数及び授業負担を十分に検討し、課程認定等に影響が出ないことを考慮して教職大学院の設置を進めてきた。したがって、専任教員の学部段階での授業担当については、平成19年度から学務委員会にカリキュラム検討作業グループを設け、鋭意検討を進め、現行の教員組織や教育課程に支障を来さないようにしている。

ク 入学者選抜の概要

本専攻の入学定員は、資料1_4に示すとおり、「学習開発コース」13人、「学校力開発コース」7人の計20人とする。そのうち、概ね10人は初等中等教育における3年以上の教職経験を有する現職派遣教員を予定している。

県教育委員会からは、平成5年度設置の本学教育学研究科に毎年10人～12人の現職教員が派遣されており、教職大学院についても10人の派遣で合意している。学校力開発の中核となるスクールリーダーの養成に加えて、教科指導力向上のニーズもあることから、現職教員は「学校力開発コース」の7人及び「学習開発コース」に3人という定員を設定する。また、平成19年9月に本学地域教育文化学部学生1～3年を対象に行った調査で、各学年ともに22名以上の教職大学院進学希望者がいることから、その約半数の10人を「学習開発コース」のストレートマスターの入学者として見込む。

a. 入学資格

次の各号のいずれかに該当する者で、かつ、小学校、中学校、高等学校または幼稚園教諭の普通免許状（一種）のいずれかを有するもの（取得見込みを含む。）とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第68条の2第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者は当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（学士の学位を持っていない者で「教育職員免許法

による小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭若しくは養護教諭の専修免許状又は1種免許状を有する者で22歳に達したもの」等)

- (8) 大学に3年以上在学した者、外国において学校教育における15年の課程を修了した者又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であった、本研究科において、所定の単位を優秀な成績で修得したものと認めたもの
- (9) 学校教育法第67条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本研究科において、本研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
なお、上記(8)、(9)、(10)によって入学しようとする者は、事前の入学資格の審査を必要とする。

本研究科では、社会人特別選抜を導入しない。現職教員については、現場での教職経験を3年以上有する者を入学対象とする。

b. 入学試験制度・選抜方法

入学者の選考は、学力試験及び提出書類の成績等を総合して行う。

入学者の選抜は、次のとおりとする。

(1) 現職派遣教員

提出された書類及び口述試験の結果を総合して行う。口述試験は、研究計画レポートの基づく口述試験と、研究課題と研究方法に関するプレゼンテーションを課す口述試験とを行う。

(2) 学部卒業生等

提出された書類、論述試験及び口述試験の結果を総合して行う。

なお、現職教員の派遣については、養成する人材像とキャリアパスを考慮して、選抜試験までのプロセスで志願者の厳選を行うことで山形県教育委員会と合意している。

c. 学生確保の見通し

山形県教育委員会から、平成5年度設置の本学教育学研究科に毎年10人～12人の現職教員が派遣されており、教職大学院についても10人の派遣で合意している。

また、資料15に示すとおり、平成19年9月に本学地域教育文化学部学生1～3年を対象に行った調査で、各学年ともに22名以上の教職大学院進学希望者がおり、さらには現在の教育学研究科の入学者のうち約3割が他学部・他大学出身者であることから、定員20名の確保の見通しは立っているものと考える。

ケ 取得できる免許状

- (1) 小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭及び幼稚園教諭の一種免許状を有する者は、

本研究科において教育職員免許法及び同法施行規則の定める単位を修得することにより、それぞれに相応する次の専修免許状（免許教科の種類）を取得することができる。

- ① 小学校教諭専修免許状
- ② 中学校教諭専修免許状（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、英語）
- ③ 高等学校教諭専修免許状（国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、保健体育、保健、工業、家庭、英語）
- ④ 幼稚園教諭専修免許状

（2）免許状未取得者が入学する場合

免許状未取得者が入学する場合には、学生が学部の科目等履修制度を利用して免許状の取得を目指すことにする。しかし、本研究科には長期履修制度（3年コース）は設けない。その理由は、3年コース等の導入により、免許取得は不可能ではないが、著しく過密な学習計画となり、専門性と実践的指導力のある教員を養成する目的の達成という観点から、さらに検討を要するからである。

当面、免許状未取得者の入学と長期履修制度の導入を留保し、今後、県教育委員会との協議や社会的なニーズを踏まえて、免許状未取得者に対する3年コースの設定について判断していくこととする。

コ 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第14条による教育方法を実施する場合

大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を実施することとし、教育現場で活躍している現職教員に対し、教員としての身分を保有したまま入学し学修できるようにする。

a. 標準修業年限

標準修業年限は、14条特例を適用した場合でも2年とする。

b. 履修指導等の方法

授業は、1年次は学習に専念するため平日開講の授業の受講とする。2年次は、平日夜間と土曜日の開講を考慮する。授業時間は、平日が、1年次1～10校時（8時50分～16時10分）、また、必要に応じて、2年次には11～14校時（18時～21時10分）の夜間や土曜日昼間に開講する。さらに前期8月第3週及び後期3月第4週（1年次のみ）を集中講義期間、前期8月第1週及び後期12月第4週に現職教員を対象とした補講期間を置き、長期休業期間を利用した履修を可能とする。

なお、2年次の学校における実習については、実習期間、現任校を離れて、実習に専念できる条件を整備することにしている。

日常的な指導は、可能な限り学生の事情に配慮した時間に実施し、中央図書館や学術情報基盤センター等の利用を考慮するほか、メールなどによる情報交換をとおして、有効な指導を行う。

c. 授業の実施方法

1年次の授業については、平日昼間及び集中講義によって実施するが、2年次については、勤務しながら学ぶことになるため、平日の夜間、土曜日または夏季等の集中講義を行うこととする。なお、学校における実習については、後述のとおり、連携協力校及び附属学校での実習を行える条件を整えることにしている。

d. 教員の負担の程度

本研究科担当教員全員が教育方法の特例による授業を実施する。そのため、夜間や土曜日あるいは長期休業中の集中講義については、時間及び時期の調整を行うなど、過重な負担にならないような工夫を施す。

なお、土曜日に開講する場合は、振替休日制度を利用する。

e. 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

小白川キャンパスにある附属中央図書館は、土曜日、日曜日、祝日を含むすべての曜日において、利用可能である。開館時間を考慮して、文献の検索や複写の利用ができるようにし、教育・研究に支障がないように配慮する。

また、教職研究総合センターに、教育研究上、最低限必要と考えられる図書及び資料等を整備し、地域教育文化学部の各教科の資料室とともに休日を含めて、24時間利用できるようにする。

大学院生が使用する情報処理機器は、地域教育文化学部内に学生が常時利用できる台数を設置し、利用に支障が生じないように対応する。自習スペースも確保し、常時利用できるようにするとともに、教職大学院での活用が考えられる実験室や視聴覚機器などの大学の施設・設備は、いつでも使用できるようにする。

本学保健管理センターと連携しつつ、健康診断、健康相談やカウンセリングを受けることができる体制を整えることにしている。事務体制については、電子メールでの連絡体制の整備、申請等の電子化、配布物等の郵送や郵送による諸手続の受付など、14条特例によって修学に支障を来さないように対応する。

f. 入学者選抜の概要

教育方法の特例を適用する現職教員の入学定員は、本研究科の入学定員（20人）に含まれるものとする。特別選抜により実施するものとし、入学者の選抜は、提出された書類及び口述試験の結果を総合して行う。

口述試験は、研究計画レポートに基づく口述試験と、研究課題と研究方法に関するプレゼンテーションを課す口述試験とを行う。

サ 管理運営の考え方

(1) 執行機関

管理運営については、独立した研究科として自主的で責任ある運営組織を構築する。

本研究科に研究科長を置き、研究科運営の責任を持つ。研究科長のリーダーシップの下、適切な管理運営を行う。

(2) 審議機関

本研究科に「運営協議会」を置く。この会議は、学内委員と学外の有識者からなる研究科長の諮問機関であり、基本計画、評価、その他重要事項について協議し、決定する。また、管理運営全般について研究科長に助言・勧告する役割を有する。

研究科の教育研究については、研究科長を議長とし、すべての専任教員から構成される研究科委員会において審議する。

(3) 事務組織

事務組織は、本研究科の管理運営及び教育研究に関するあらゆる事務を処理しなければならないことから、学生や教員に身近に支援できる体制が求められる。したがって、本研究科設置後、本学学生センター等と連携しつつ地域教育文化学部事務ユニットが中心となって事務を処理する。

(4) 学校教育の実態や社会に変化等に柔軟に対応しうる機動的な管理運営システム

山形大学では、平成17年度から、地域の教育課題を捉え、大学内外の意見をもとに時代や社会の変化に対応できる教員養成システムを確立した。本学における独立研究科としての本研究科もこのシステムの中で機動的な管理運営システムを構築することとしている。そのシステムについては、資料3に示した。本学の教員養成システムは、以下のとおりである。

- ① 地域との連携組織である「山形県地域教育推進協議会」（年2回開催）：地域の教育課題の把握と教員養成の質的向上の維持発展を図る。
- ② 大学内の組織である「山形大学教員養成機構」（随時開催）：教員養成担当理事長として、全6学部及び教職研究総合センターの教員から構成され、教員養成に関する大学の方針等を審議する。
- ③ 「附属学校運営会議」（随時開催）：附属学校の管理運営全般に関する事項を審議する。
- ④ 本研究科においては、上述の「運営協議会」及び「研究科委員会」を設置し、上記の組織と連携して管理運営を行う。

(5) 「みなし専任教員」の管理運営の関与の仕方

本研究科では、みなし専任教員1人を置く。みなし専任教員の位置付けは「客員教員」であり、雇用形態は「非常勤講師」であるが、年間担当時間を約500時間として採用する。勤務内容としては、①開設された授業の担当、②実習科目での連絡・調整・指導等、③大学院生へのオフィースアワーの開設と指導・助言、④研究科委員会への出席などであり、みなし教員であっても、可能な限り、学生指導と管理運営に関与できるようにしている。したがって、研究科委員会の議決にも参画することとしている。

シ　自己点検・評価

平成16年度から、大学院教育学研究科では大学院生及び教員に授業改善アンケートを実施している。大学院生と教員を対象に実施したアンケートの結果は、毎年、報告書にまと

めている。本研究科においても、同様の自己点検・評価を実施する予定である。

また、山形大学は平成18年度に独立行政法人大学評価・学位受遺機構の大学機関別認証評価を受け、自己評価書を作成した。評価の結果、基準を満たしていることから認定証が交付された。地域教育文化学部も第三者評価のための自己点検・評価報告書（平成13～17年度）を作成した。

設置後は、教育活動の他に本研究科における研究、管理運営、地域貢献などの側面についても、定期的に自己点検・評価を実施して公開する。

また、地域教育文化学部では、平成18年度に第三者による外部評価を実施したが、本研究科についても、教育の質を保証するために、学外委員を含む「運営協議会」を設置する。この協議会は、本研究科の教育全般について審議・評価し、必要に応じて改善を勧告する。

また、教育状況の公開を促進する。そのために、『教職大学院専用ホームページ』を開設し、逐次、教育活動についてホームページで公開する。

ス 情報の提供

（1）教育活動に関する情報提供

地域教育文化学部及び大学院教育学研究科では、原則として全授業のシラバスをデータベース化し、ホームページ上で公開している。また、学部広報委員会が中心となって、教育活動に関するさまざまな情報を積極的に学外に公開している。

本研究科も、すべての授業のシラバスを公開するとともに、個人情報に配慮しながら、可能な限り教育活動全般について専用のホームページ上で公開する。

（2）研究活動に関する情報提供

山形大学では、これまでの「研究者情報データベース」を平成18年度から「大学情報データベースシステム」に更新し、種々の情報提供に努めている。本研究科の教員に関する研究活動等も該当することから、情報提供は、このシステムによって公開する。

入力可能な項目は、以下のとおりである。

- ・氏名 　・生年月日 　・研究室電話番号 　・研究室FAX番号 　・連絡先住所
- ・研究室名 　・電子メールアドレス 　・ホームページURL 　・顔写真
- ・出身学校名 　・出身大学院名 　・研究歴 　・取得学位 　・学内職務経歴
- ・学外略歴 　・所属学会・委員会 　・専門分野 　・取得資格 　・研修受講歴
- ・研究テーマ 　・研究歴 　・論文 　・著書 　・総説・解説記事 　・工業所有権
- ・作品 　・その他研究活動

セ 教員の資質の維持向上の方策

（1）大学におけるFD活動への参加

山形大学の教員は、平成19年度で第7回を迎えた「山形大学教養教育FD合宿セミナー」に、順次、全員が参加することになっている。加えて、毎年、大学が主催する「ワークショップ」にも参加することが求められる。

(2) 独自のFD活動の展開

地域教育文化学部では、平成18年度から、学生と教員が対話しながらよい授業を求めるために「授業改善懇談会」を実施している。本専攻では、地域教育文化学部及び大学院教育学研究科が全授業で実施する「授業改善アンケート」を踏襲して実施するとともに、「理論と実践の融合」を図るための独自のFD活動を実施する必要がある。

具体的には、次の活動を展開する。

- ① シラバスについて、教育委員会の派遣担当者、教育センター主事及び連携協力校校長などの評価を受け、教育課程、教育方法の改善・充実を図る。
- ② 修了生による評価と派遣現職教員の修了後における教育委員会による評価を行い、教育成果と問題点を把握し、必要な修正・改善を行う。
- ③ 研究者教員と実務家教員の協同による授業を対象に授業検討会を実施し、「理論と実践の融合」の在り方を追究する。
- ④ 毎学期、教職大学院の授業公開を実施し、授業者と参観者とが「理論と実践の融合」の観点から事後研究会を開催して適切な教育内容と効果的な教育方法を検討する。
- ⑤ 夏季休業中に連携協力校及び教育行政機関の関係者が集う形式でFD活動(セミナー)を実施する。
- ⑥ FD活動の成果と課題を報告書等にまとめ、公表する。

なお、兼担教員を含む全教員に本学における教職大学院設置の趣旨や意義を徹底するとともに、上記のFD活動に全教員が参加することを義務づける。

(3) 優れた教員の質の保証を図るための評価等の仕組み

本研究科では、上述のとおり、本学における教育の質向上のための取組に積極的に参加するとともに、独自のFD活動にも取り組む。このことが、優れた教員の質の保証につながると考えるが、一方で、「教職実践プレゼンテーション」を開講し、県教育委員会はじめ外部からの評価を受け、優れた教員の質の保証のための評価の機会と考えている。2年間にわたり開講することにより、評価と指導の一体化を図り、質の保証につなげていく。

②連携協力校等との連携・実習

ア 連携協力校等との連携

(1) 連携協力校及び連携内容について

連携協力校は、下表のとおり、小学校9校、中学校4校、高校2校の計15校である。

表1 連携協力校一覧

小 学 校	中 学 校
1 山形市立第一小学校	1 山形市立第一中学校
2 山形市立第二小学校	2 山形市立第三中学校
3 山形市立第四小学校	3 山形市立第六中学校
4 山形市立第五小学校	4 上山市立北中学校*
5 山形市立第十小学校	
6 山形市立鈴川小学校	
7 寒河江市立柴橋小学校*	
8 大石田町立大石田小学校*	1 山形県立山形西高等学校
9 朝日町立西五百川小学校*	2 山形県立霞城学園高等学校

* 山村地域の連携協力校

教職大学院の目的である「理論と実践の融合」を達成するためには、大学での理論的学習と連接する実践的学習や学校における実習を担う連携協力校が必要である。そのために、課題への対応及びその実践については、多様な教育課題を内包する地域の小中学校を実習の場として学修することが、課題解決に向けてより有効である。そこで学校現場での諸課題に対応できる高度な実践的問題解決能力を育成できるよう、連携協力校は校種や規模、学校の特色等が多様になるように選定した。校種における学校数は、これまでの本学大学院への派遣校を参考に、それに見合う数を選定した。学校規模は、特に小学校について小規模、中規模、大規模校がバランスよく含まれるようにした。また、学習力開発の教科で扱う内容や学生の課題に応えられるよう、カリキュラム開発や教科指導に重点を置いている学校、家庭や地域との連携を重視して実績を積んでいる学校、多様な児童生徒が在籍する学校など、特色ある学校を選定した。

なお、具体的な各連携協力校の特色や選定理由は、実習施設の概要に記載した。

また、選定にあたっては、学生の適正な配置と巡回指導可能な地域及び大学教員数等を勘案して決定した。

連携内容は、次の2点である。

一つ目は、共通科目及びコース別選択科目における授業での連携である。各授業において、必要に応じて、連携協力校における授業参観や実践の試行、児童生徒理解のための観察や調査、教職員との交流・検討などを行う。

二つ目は、実習における連携である。1年次後期及び2年次前期における教職専門実習Ⅱ・Ⅲを連携協力校で実施する。

(2) 連携協力校以外の関係機関との連携について

本教職大学院では、これまで山形県教育委員会（特に山形県教育センター）と10年経験者研修をはじめ教員研修等で緊密な連携を図っており、今後も継続していく。

これまでの連携の実績を踏まえ、その成果は教職大学院で開講される授業等に反映されることになる。

（3）附属学校の活用について

本学は、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校、附属幼稚園を有している。各附属学校は、通常の授業及び実習に活用される。授業については、共通科目及びコース別選択科目として開講される各授業において、授業参観や実践の試行、授業研究会や各種研修会への参加等、必要に応じて附属学校を活用する。また、1年次前期の教職専門実習Ⅰ及び2年次後期の教職専門実習Ⅳを実施する。教育研究と教育実践の連携の場として、また、大学教員と附属学校教員の共同研究拠点としての重要な役割を担い、実習校としての成果を蓄積してきた附属学校において、「教職専門実習Ⅰ」をとおして課題を明確にし、最終的に「教職専門実習Ⅳ」において、実習の成果と課題を評価・活用・探究することで、その課題解決が図られたかを確認する。さらに、ストレートマスターについては、実践力向上の観点から、日常的な教育研究の場として附属学校を活用する。

イ 実習の具体的計画

A 実習計画の概要（実習のねらい）

（1）実習の目標

本教職大学院は、学校の教育活動に関する高度な実践力・展開力の修得をとおして、学校づくりの有力な一員となりうる新人教員、地域や学校における教育力を向上させることのできるスクールリーダーの養成を目的としている。教職大学院での教員養成においては、学校現場におけるさまざまな課題や現状を客観的に把握し、理論的に分析し、その結果を実践できる高度な専門性の涵養が求められる。学校における実習では、附属学校や連携協力校において、担当教員の指導の下、「理論と実践の融合」の意味を理解し、具体的に学校現場でその意義を把握するとともに、教科指導、生徒指導・教育相談、学級・学校及び教育課程のマネジメントなど、学校の教育活動全般について体験し、その体験を考察したり振り返ったりする機会を確保することにより、教育活動に関する高度な実践力・展開力の修得をねらいとする。

そのために、「学校における実習（必修10単位）」は、1年次に「教職専門実習Ⅰ（必修3単位）・Ⅱ（必修4単位）」を、2年次に「教職専門実習Ⅲ（必修2単位）・Ⅳ（必修1単位）」を設けることにより、学校現場における課題を発見・分析し、その対応策を立案・実践し、さらに実習を振り返り、再分析、再立案、再実践を繰り返すことにより、一連の教職実践を経験できるように体系化する。また、学習開発コースでは、2年次にコース別専門科目として「教材開発プロジェクト実習」を、学校力開発コースにおいては2年次コース別選択科目として「学校改善プラン開発実習」を開講し、学校における実習と有機的に結びついた授業を設定することで、ストレートマスター及び現職教員が、それぞれ高度な実践的問題解決能力を修得できるようにする。さらに、教員としての視野を広げることをねらって、学校における実習以外の応用実習として「都市圏実習（選択2単位）」及び「異文化圏実習（選択2単位）」を用意し、幅広い学校現場での諸課題の把握と解決方法の立案に役立つようとする。

学生は、1年次前期の附属学校における教職専門実習Ⅰで、先進的な学校研究の現場に

おける教育実践を観察・参加し、自らのこれまでの教育実践と相対化することにより、教科指導や生徒指導、学級・学校づくり及び教育課程について課題を明確にする。また、1年次後期の教職専門実習Ⅱにおいては、教職専門実習Ⅰでの課題の明確化を踏まえて、本学の地域の実情を踏まえて山村地域での1週間の実習を含み、連携協力校において課題の分析・考察を行い、各自の課題解決に向けた対応策を立案する。その上で、2年次前期の教職専門実習Ⅲにおいて、連携協力校で対応策の実践を行い、最終的に再度課題解決に向けた再分析・再考察を経て、2年次後期の教職専門実習Ⅳで再実践を行い、課題解決を図る。学校における実習では、実習中、実践検討会を通じて、自己の課題、対応策、実践を評価・考察し、繰り返し次の実践へ学びをつなげる。また、各学年に配置される「教職実践プレゼンテーション」は、大学における継続的な実践指導であり、その成果は研究実践報告書としてまとめ、発表することになっている。このような体系的な実習及び授業をおいて、学校における課題を実践知だけではなく、実践の理論化をも視野に入れて高度な実践的課題解決能力を高め、学校現場の諸課題を自ら積極的に解決できるようになることを目標とする。

特にストレートマスターの学生は、学校における実習において、現職教員とともに学び、上述の実践的課題解決能力を修得し、学校現場において即戦力となりうる、新しい授業づくりや学校づくりに資する有力な学校の一構成員として、学校現場の諸課題の解決に確実に貢献できるようになることを目標とする。

学校における実習の全体については、下表に示す。

表2 「学校における実習」の授業科目とその内容

実習科目	実習施設	単位数	開講期	実習内容		
				学習開発コース（ストレートマスター）	学習開発コース（現職教員）	学校力開発コース（現職教員）
教職専門実習Ⅰ	附属学校	3	1年前	・実践研究課題の発見 ・授業づくりへの参画 及び実践参加	・実践研究課題の深化 ・教科の実践研究課題に対する研究方法の修得	・実践研究課題の深化 ・学校の実践研究課題に対する研究方法の修得
教職専門実習Ⅱ	連携協力校	4	1年後	・単元構成、教材開発の学修と実践参加 ・小規模校、学級における授業づくりの学修	・教科力を向上させるシステムの分析及び考察 ・小規模学の教科指導の学修	・さまざまな教育課題への対応策の分析及び考察 ・小規模学校の学校づくりの学修
教職専門実習Ⅲ	連携協力校	2	2年前	・単元構成を踏まえ開発した教材等の授業実践	・教科力向上を踏まえた授業実践と研究方法の提案	・学校力向上に対する取組の提案と実践
教職専門実習Ⅳ	附属学校	1	2年後	・総括としての授業実践と評価	・総括としての教科力向上のための授業実践と評価	・総括としての学校力向上のための取組の実践と評価

(2) 実習時期、内容、実習施設、学生の配置、実習単位等

本教職大学院における実習時期、実習施設、学生の配置、実習時間及び単位は、次の表のとおりである。実習内容は、前表に掲げた。

表3 実習の概要

	実習時期	実習施設	学生の配置	実習時間	単位
教職専門実習I	1年次 前期 6月～ 7月 (3週間集中)	附属小学校 附属中学校 ※現職教員で次の校種の希望がある場合 附属特別支援学校 附属幼稚園	学生の希望により附属小学校と附属中学校に配置する。その上で、各コース別に内容に応じた実習を行う。	15日間の集中 計 120時間	3
教職専門実習II	1年次 後期 11月～ 12月 (4週間集中)	連携協力校12校 ※現職教員は勤務校では実習を行わない。	山村地域の連携協力校2校に10名ずつ1週間の実習を行い、残り3週間を市中の実習校に5班に分けて配置する。	20日間の集中 山村 40時間 市中 120時間 計 160時間	4
教職専門実習III	2年次 前期 9月 (2週間集中)	連携協力校10校 ※現職教員は勤務校では実習を行わない。実習期間、職務専念義務免除とする(教職専門実習IVも同様)。	原則として、教職専門実習IIの実習校に配置する。	10日間の集中 計 80時間	2
教職専門実習IV	2年次 後期 11月・ 12月 (1週間集中)	附属小学校 附属中学校 ※現職教員で次の校種の希望がある場合 附属特別支援学校 附属幼稚園	教職専門実習Iを行った附属学校に配置する。	5日間集中 計 40時間	1
学校における実習				合計 400時間	10

(3) 実習の内容

① 1年次前期「教職専門実習I」

ねらい

各自の課題把握の明確化のために、

- ・児童生徒の実態を把握し、実態に応じた教育活動の理解を深める。
- ・学校教育全体に参加・観察することにより、学校教育の全体構造の理解を深める。

実習施設

附属小学校、附属中学校、学生の希望に応じて附属特別支援学校及び附属幼稚園実習施設との連携

- ・実習委員会に附属学校教員が参加する。
- ・実習委員会への参加メンバーは、各学校園の校園長、副校園長及び実習担当教員とする。
- ・実習委員会では、実習時間、実習内容、実施方法、評価項目・基準、評価方法、その他実習全般の具体的な事項を協議・決定する。

実習時間 120時間（1日8時間、15日間）

実習の具体的な内容

○学習開発コース（ストレートマスター）

- ・実習校での授業等への参加・観察をとおして、自己の知識や技能等の課題を明確にするために授業の様子や児童生徒の観察を記録する。
- ・観察記録に基づき、自己省察を行い、自己の課題テーマを選定する。
- ・さらに、TT実習により、実践をとおして、自己の課題テーマの明確化を確認する。

○学習開発コース（現職教員）

- ・実習校での授業等への参加・観察をとおして、これまでの授業実践における課題を明確にするために、実施される授業の様子や児童生徒の観察を記録し、相対化する。
- ・観察記録に基づき、自己省察を行い、自己の課題テーマを選定する。
- ・さらに、TT実習や授業研究会への参加により、実践をとおして、自己の課題テーマの明確化を確認する。

○学校力開発コース（現職教員）

- ・実習校での教育活動全般への参加・観察をとおして、これまでの教育実践における課題を明確にするために、実習校での実践の観察を記録し、相対化する。
- ・観察記録に基づき、自己省察（振り返り）を行い、自己の課題テーマを選定する。
- ・さらに、授業研究会への参加や担任教師との協働により、実践をとおして、自己の課題テーマの明確化を確認する。

評価項目・基準

次の観点から、実習委員会において細部項目及び基準を策定する。

○ストレートマスター

「振り返り」項目

- ・実習校での参加・観察・実践をとおして、自己の知識や技能等の課題を、どの程度具体的かつ明確に把握することができたか。

「課題の明確化」項目

- ・自己の振り返りにより、課題テーマを明確に選定できたか。

○現職教員

「振り返り」項目

- ・実習校での参加・観察・実践をとおして、これまでの自らの実践を振り返り、これまでの実践上の課題等をどの程度具体的かつ明確に把握することができたか。

「課題の明確化」項目

- ・自己の振り返りにより、課題テーマを明確に選定できたか。

実施方法

- ・実習委員会において実施計画を前年度末までに策定し、実習校における年間教育計画に組み込み、学校での教育活動における位置づけを明確にする。
- ・5月初旬に大学院指導教員と学生が個別に実習研究計画書を作成し、その後、それを基に附属学校の指導教員による事前指導を行う。
- ・大学院指導教員は、学生の実践を参観し、実践検討会等の機会に指導を行う。また、附属学校での実習中は、毎日、専任教員による巡回訪問を行い、実習日誌や観察記録に目をとおし、実習校の担当教員とも打ち合わせを行いながら指導にあたる。
- ・実習の成果を発表する機会を設定し、課題の明確化について事後指導を実施する。

評価方法

大学院専任教員と実習校の指導教員とが緊密に連携し、実習日誌や指導案、観察記録、実践検討会での発言や記録等を資料として活用し、評価項目・基準に照らし合わせて評価を行う。最終的な成績評価は、研究科委員会で協議し決定する。

② 1年次後期「教職専門実習Ⅱ」

ねらい

各自の課題把握を基に対応策を立案するために、

- ・山村での実習を含め、教科等の指導、学級・学校経営及び児童生徒理解と指導について深く理解し、実践力を高める。
- ・各自の課題解決のための対応策を企画・立案し、その実践に向けて計画的に長期間の実習を行うことにより、課題解決の方法を探究し、課題解決に向けた実践力を高める。

実習施設

山形県内の公立小学校、中学校及び高校（連携協力校）

実習施設との連携

- ・連携協力校の校長及び実習担当者と教職大学院研究科委員会委員から構成される実習運営協議会を年2回、実習前と実習後に開催する。
- ・実習前の実習運営協議会は、主に実習計画・実習内容・評価等の実習の概要について、実習後の実習運営協議会では実習の反省、成績評価と次年度の計画等について協議する。
- ・実習委員会では、実習時間、実習内容、実施方法、評価項目・基準、評価方法、その他実習全般の具体的な事項を協議・決定する。

実習時間 160時間（1日8時間、20日間）

実習の具体的内容

○学習開発コース（ストレートマスター）

- ・小規模校の授業等への参加・観察をとおして、明確化した自己の知識や技能等の課題を再確認する。
- ・設定した課題解決のための対応策を学級を基盤とした単元構成、教材開発により企画・立案する。
- ・企画・立案したことをTT実習等により、実践する。

○学習開発コース（現職教員）

- ・小規模校の授業等への参加・観察をとおして、明確化した自己の実践上の課題を

再確認する。

- ・設定した課題解決のための対応策を教科指導の効果的な単元構成、教材開発により企画・立案する。

- ・企画・立案したことの実践を試行する。

○学校力開発コース（現職教員）

- ・小規模校の教育活動全般への参加・観察をとおして、明確化した自己の実践上の課題を再確認する。

- ・設定した課題解決のための対応策（たとえば、校内研修や地域連携の方法など）を企画・立案する。

- ・企画・立案したことの効果的な実践方法を試行する。

評価項目・基準

次の観点から、実習委員会において細部項目及び基準を策定する。

○ストレートマスター

「実践の計画」項目

- ・自らの課題解決のための実践計画が適切であるか。

- ・課題解決に向けた方法が具体化されているか。

「実践的指導方法」項目

- ・実践的指導方法が実行できるレベルに到達しているか。

「振り返り」項目

- ・自己の実践の評価が的確になされるか。

- ・実践の振り返りが、次の実践に反映できるようになっているか。

○現職教員

「実践の計画」項目

- ・自らの課題解決のための実践計画が適切であるか。

- ・課題解決に向けた実践が有効になされる計画か。

「実践的指導方法」項目

- ・実践的指導方法が先進的で他の教員のモデルとなるレベルに到達しているか。

「振り返り」項目

- ・自己の実践の評価が的確にかつ深くなされるか。

- ・実践の振り返りが、具体的に次の実践を見通すものとなっているか。

実施方法

- ・実習委員会において実施計画を前年度末までに策定し、実習校における年間教育計画に組み込み、学校での教育活動における位置づけを明確にする。

- ・10月初旬に大学院指導教員と学生が個別に実習研究計画書を作成し、その後、それを基に連携協力校による事前指導を行う。

- ・大学院指導教員は、学生の実践を参観し、実践検討会等の機会に指導を行う。また、連携協力校の実習中は、週3回（原則として月、水、金曜日）、専任教員による巡回訪問指導を行い、実習日誌や観察記録に目をとおし、実習校の担当教員とも連携しながら指導にあたる。

- ・実習の成果を発表する機会を設定し、課題の明確化について事後指導を実施する。

評価方法

大学院専任教員と実習校の指導教員とが緊密に連携し、実習日誌や指導案、観察

記録、実践検討会での発言や記録等を資料として活用し、評価項目・基準に照らし合わせて評価を行う。最終的な成績評価は、研究科委員会で協議し決定する。

③ 2年次前期「教職専門実習Ⅲ」

ねらい

各自の課題把握を基に対応策を実践するために、

- ・教科等の指導、学級・学校経営及び児童生徒理解と指導について、実践力・展開力を高める。

- ・各自の課題解決のための対応策を実践し、その実践に向けて計画的・反復的に実習することにより、課題解決に向けた実践力・展開力を高める。

実習施設

山形県内の公立小学校、中学校及び高校（連携協力校）

実習施設との連携

- ・連携協力校の校長及び実習担当者と教職大学院研究科委員会委員から構成される実習運営協議会を年2回、実習前と実習後に開催する。

- ・実習前の実習運営協議会は、主に実習計画・実習内容・評価等の実習の概要について、実習後の実習運営協議会では実習の反省、成績評価と次年度の計画等について協議する。

- ・実習委員会では、実習時間、実習内容、実施方法、評価項目・基準、評価方法、その他実習全般の具体的な事項を協議・決定する。

実習時間 80時間（1日8時間、10日間）

実習の具体的な内容

○学習開発コース（ストレートマスター）

- ・設定した課題解決のための対応策（単元構成、教材開発）を授業として提案し、実践する。

○学習開発コース（現職教員）

- ・設定した課題解決のための対応策（教科指導の効果的な単元構成、教材開発）を授業として提案し、実践する。

○学校力開発コース（現職教員）

- ・設定した課題解決のための対応策（たとえば、校内研修や地域連携の方法など）を学校力向上の取組として具体的に提案し、実践する。

評価項目・基準

評価の観点は、教職専門実習Ⅱと同じであるが、教職専門実習Ⅱが「効果的な計画」という側面からの評価に対して、教職専門実習Ⅲでは「効果的な実践」という側面で評価することになる。

実施方法

- ・実習委員会において実施計画を前年度末までに策定し、実習校における年間教育計画に組み込み、学校での教育活動における位置づけを明確にする。

- ・8月初旬に大学院指導教員と学生が個別に実習研究計画書を作成し、その後、それを基に連携協力校による事前指導を行う。

- ・大学院指導教員は、学生の実践を参観し、実践検討会等の機会に指導を行う。また、連携協力校の実習中は、週3回（原則として月、水、金曜日）、専任教員によ

る巡回訪問指導を行い、実習日誌や観察記録に目をとおし、実習校の担当教員とも連携しながら指導にあたる。

- ・実習の成果を発表する機会を設定し、課題の明確化について事後指導を実施する。

評価方法

大学院専任教員と実習校の指導教員とが緊密に連携し、実習日誌や指導案、観察記録、実践検討会での発言や記録等を資料として活用し、評価項目・基準に照らし合わせて評価を行う。最終的な成績評価は、研究科委員会で協議し決定する。

④ 2年次後期「教職専門実習IV」

ねらい

各自の課題把握を基に対応策を完成させ、教員としての質を保証するために、

- ・教科等の指導、学級・学校経営及び児童生徒理解と指導について、実践力・展開力を確実なものにする。
- ・各自の課題解決のための対応策を再実践し、課題解決に向けた実践力・展開力を確実なものにする。

実習施設

附属小学校、附属中学校、学生の希望に応じて附属特別支援学校及び附属幼稚園実習施設との連携

- ・実習委員会に附属学校教員が参加する。
- ・実習委員会への参加メンバーは、各学校園の校園長、副校園長及び実習担当教員とする。
- ・実習委員会では、実習時間、実習内容、実施方法、評価項目・基準、評価方法、その他実習全般の具体的な事項を協議・決定する。

実習時間 40時間（1日8時間、5日間）

実習の具体的な内容

○学習開発コース（ストレートマスター）

- ・設定した課題解決のための対応策（単元構成、教材開発）を授業として提案し、実践する。

○学習開発コース（現職教員）

- ・設定した課題解決のための対応策（教科指導の効果的な単元構成、教材開発）を授業として提案し、実践する。

○学校力開発コース（現職教員）

- ・設定した課題解決のための対応策（たとえば、校内研修や地域連携の方法など）を学校力向上の取組として具体的に提案し、実践する。

評価項目・基準

評価の観点は、教職専門実習Ⅱ・Ⅲと同じであるが、教職専門実習Ⅱが「効果的な計画」という側面から、教職専門実習Ⅲでは「効果的な実践」という側面からの評価であるが、教職専門実習Ⅳは「確実な実践」という側面から評価することになる。

実施方法

- ・実習委員会において実施計画を前年度末までに策定し、実習校における年間教育計画に組み込み、学校での教育活動における位置づけを明確にする。

- ・8月初旬に大学院指導教員と学生が個別に実習研究計画書を作成し、その後、それを基に連携協力校による事前指導を行う。
- ・大学院指導教員は、学生の実践を参観し、実践検討会等の機会に指導を行う。また、実習中は、毎日、専任教員による巡回訪問指導を行い、実習日誌や観察記録に目をとおし、実習校の担当教員とも連携しながら指導にあたる。
- ・実習の成果を発表する機会を設定し、課題の明確化について事後指導を実施する。

評価方法

大学院専任教員と実習校の指導教員とが緊密に連携し、実習日誌や指導案、観察記録、実践検討会での発言や記録等を資料として活用し、評価項目・基準に照らし合わせて評価を行う。最終的な成績評価は、研究科委員会で協議し決定する。

(4) 教育実習委員会の設置

上記の実習を円滑に実施し、きめ細かな指導や実習で想定される種々の対応を行うため、「教職大学院教育実習委員会」を設置する。

(趣旨)

山形大学大学院教育実践研究科に教育実習の円滑な運営を図るために、教職大学院教育実習委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

- ・教育実習全体の企画・運営に関すること。
- ・教育実習全体の企画・運営の調整等に関すること。
- ・教育実習に関する企画・運営等について、附属学校及び連携協力校と連携をとって審議する事項に関すること。
- ・応用実習に関する企画・運営等について、実習協力校と連携をとって審議する事項に関すること。
- ・教育実習の評価に関すること。
- ・その他教育実習に関すること。

(組織)

- ・研究科長
- ・研究科専任教員2人（研究者教員1人及び実務家教員1人）
- ・附属学校園の校園長、副校園長及び実習担当教員
- ・山形県教育員会代表
- ・連携協力校を所管する市町村教育委員会各1人
- ・連携協力校の校長
- ・その他委員会が認めた者

(専門部会)

- ・委員会の下に「教育実習専門部会」を置くことができる。

(その他)

委員会は、年2回、「教育実習運営協議会」を主催する。

(5) 学生へのオリエンテーションの内容・方法

入学直後のオリエンテーション時に、教育実習委員長が「学校における実習」の概要について説明する。

また、各実習前に、実習オリエンテーションを開催し、教育実習委員から実習校の配当、実習日程、実習内容、実施方法及び実習中の課題と評価などについて説明する。

B 実習指導体制と方法

(1) 教育実習の全体計画と年間スケジュール

各教育実習の全体計画とそのスケジュールは、資料1_6のとおりである。

(2) 実習担当教員毎の勤務モデル

完成年度までに実行する実習担当教員の勤務モデルは、資料1_7のとおりである。

(3) 教育実習の巡回指導計画

連携協力校における実習の巡回指導については、表4に示すとおりである。

各実習ごとの大学院指導教員の巡回指導計画について、以下で説明する。

① 教職専門実習I及び教職専門実習IV（附属学校）

・附属小学校、附属中学校で実習する。学生の希望によっては、附属特別支援学校及び附属幼稚園で実習することがある。

・各学校に実習を統括する実習担当の代表教員各1人を配置する。代表教員は、各学校園との連携実績を考慮して、学校研究の「共同研究者」を経験した者とする。附属小学校及び附属幼稚園は、出口毅教授、附属中学校は、江間史明教授、附属特別支援学校は今村哲史教授を代表教員とする。代表教員は、専任教員を代表して事前打ち合わせのため学校を訪問し、日程や学生の配当など実習校の指導教員と打ち合わせを行う。

巡回指導計画：毎日、専任教員が実習校を訪問し指導する。集中による実習のため、他の授業は行わないために指導可能である。具体的には、指導主担当教員と副担当教員が緊密に連携し、いずれかが巡回し成果の確認等を行うようとする。また、附属学校は隣接しているため、時間を調整することにより、複数の学生の巡回指導を可能にする。

表4 巡回スケジュール及び回数等の概要

教育実習	教育実習施設	巡回担当チーム	スケジュール	回 数
○教職専門 実習I	附属小学校	附属小学校	毎日、巡回指導 を行う。	教員一人当たり ○教職専門実習 I (10回)
	附属中学校	2人×3チーム		○教職専門実習 II (5回)
○教職専門 実習IV	附属特別支援 学校	附属中学校		
	附属幼稚園	2人×2チーム		

○教職専門 実習Ⅱ	表1に示す 小学校9校、 中学校4校	(研究者・実務家) ①江間・佐藤 ②藤岡・三浦 ③平田・真木 ④村山・齋藤 ⑤出口・宮島	2人一組が、 原則として週3回(半日)、実習の調整や成果の確認等の巡回指導を行う。研究授業や実践検討会等は巡回指導計画に組み込む。また、研究授業には、専門性に応じて協力教員が参加することを考慮する。	教員一人当たり ○教職専門実習 Ⅱ 原則として、 3回×4週間 =12回の巡回指導
○教職専門 実習Ⅲ	高校2校の 計15校の中 から10校で 実施する。 ※教職専門実 習Ⅱでは他に 山村圏2校で 実施する。	1チーム2校を担当し、巡回指導する。 今村、大澤、荒木の3人は、必要に応じて柔軟に巡回チームの支援を行う。		○教職専門実習 Ⅲ 原則として、 3回×2週間 =6回の巡回指導

② 教職専門実習Ⅱ及び教職専門実習Ⅲ（連携協力校）

- ・原則として、1校につき2人の学生を配当する。2人はストレートマスターと現職教員のペアを考慮して配当する。
- ・1校につき、研究者教員と実務家教員の2人が指導にあたる。各学生の主担当教員または副担当教員のいずれかが、巡回指導できるようにチームの編成と巡回指導日程を工夫する。したがって、課題や実習内容に応じて、柔軟に対応できるよう、3人の支援教員を確保する。また、チームは必ずしも同一日に巡回指導を行うわけではなく、場合によっては、課題とのマッチングを考慮して同行の可否と日程の調整を実習員会が行う。

巡回指導計画：大学院指導教員は、一人当たり週3回（原則、1回につき4時間）巡回指導にあたる。巡回指導において、日程の確認・調整、成果の確認を行い、学生の実践へ参加し、実践検討会等で適宜指導を実施する。また、巡回指導日以外の週の残り2日、実習の前後等においても、実習が円滑に行えるよう、必要に応じて学生の指導を行う。

（4）各班のスケジュール表

学校における各班の実習スケジュールは、資料18のとおりである。

（5）学生へのフィードバック、アドバイス等の方法

附属学校における教職専門実習Ⅰ及びⅣでは、各学生の実習日誌へのコメント及び実践検討会で直接フィードバックやアドバイスを行う。

連携協力校における教職専門実習Ⅱ及びⅢでは、大学院指導教員が実習校に出向いた際に、実習日誌へのコメントを記載し、併せてフィードバックやアドバイスを行う。また、研究授業や実践検討会において直接フィードバックやアドバイスを行う。

さらに、実習終了時に実習日誌への総括的なフィードバックやアドバイス、実習終了後の成果発表等の機会には直接的なフィードバックやアドバイスを行う。

(6) 学生の実習中、実習終了後のレポート作成・提出等

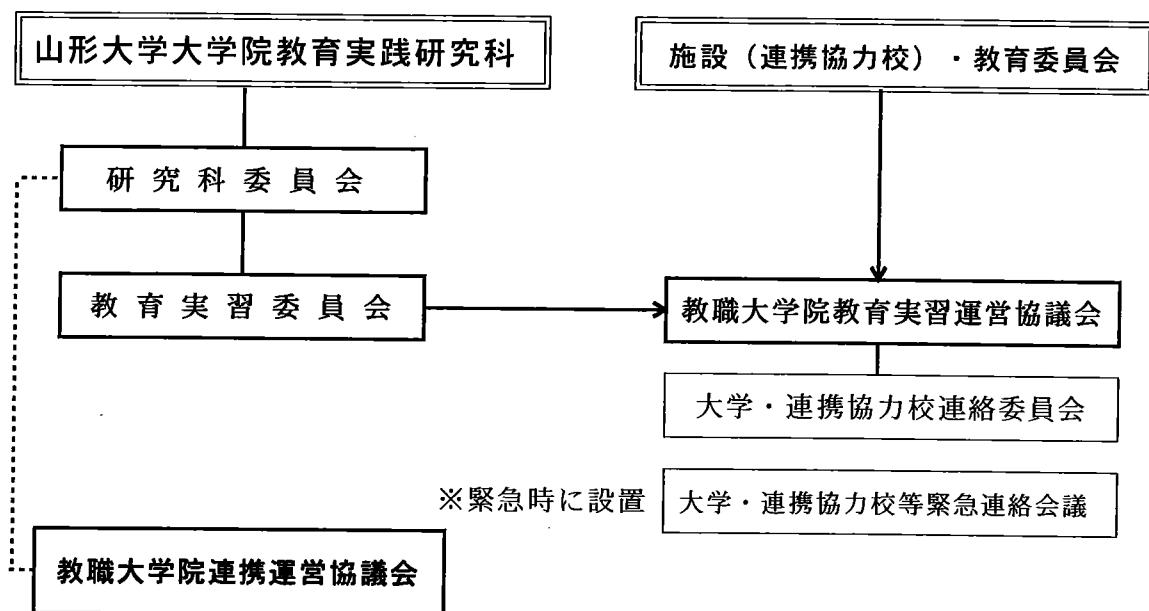
教職専門実習では、毎日実習日誌に実習内容を記録し、学校の実習担当者に提出し検印を受けるとともに大学院指導教員が出席した際に毎回提出し、コメントを受ける。実習終了後には、レポートを作成し提出する。このレポートは、指導教員の指導を受け、さらに他の授業等の成果とともに研究実践報告書にまとめ、「教職実践プレゼンテーションⅠまたはⅡ」において発表する。

なお、「教職実践プレゼンテーション」では各年次における学修の総括評価を行い、その評価を総合して最終的な学修の修了を認定する。

C 施設との連携体制と方法

(1) 施設との連携の具体的方法、内容

教育実習における連携の概要は、下図に示すとおりである。



本教職大学院と連携協力校間の連携を円滑に行うために、山形大学大学院教育実践研究科、附属学校、連携協力校及び県・市町村教育委員会の委員によって組織する「教職大学院教育実習運営協議会」を設置する。教育実習運営協議会は、教育実習が円滑に実施されるためのさまざまな条件整備に関する事項全般を協議・決定する。また、この協議会の下に、大学及び連携協力校において直接指導に携わり、また実習の実務を担う教員相互の連携を機動的・有機的に図るために、「大学・連携協力校連絡委員会」を置く。

教職大学院教育実習運営協議会

教職大学院教育実習運営協議会は、年2回開催する。

(審議事項)

- ・教育実習の計画、運営に関すること。

- ・教育実習の条件整備に関すること。
- ・連携協力校との指導及び連絡体制に関すること。
- ・連携協力校で実施される研修や教育活動等への支援に関すること。
- ・その他連携協力に関する企画、運営等に関すること。

(組織)

- | | |
|--------------|----------------|
| ・研究科長 | ・教職大学院専任教員代表 |
| ・連携協力校の長 | ・附属学校園の長及び副校園長 |
| ・県教育委員会代表 | ・各市町村教育委員会代表 |
| ・その他協議会が認めた者 | |

(専門委員会)

- ・協議会の下に専門委員会を置くことができる。

(2) 相互の指導者の連絡会議設置の予定等

「教職大学院教育実習運営協議会」の下に、実習の巡回指導体制とは別に、相互の指導者が常時連絡できるように「大学・連携協力校連絡委員会」を設置する。連絡委員会は、大学側の指導者と各連携協力校（附属学校を含む。）の指導者の代表から構成される。大学側は各連携協力校に対して1人の連絡担当教員を置く。また、緊急時を想定して、各校担当の連絡補佐教員を1人置く。連携協力校側の委員は、原則として教頭とする。

(3) 大学と実習施設との緊急連絡体制

上述のとおり、大学と連携協力校（附属学校を含む。）との間に、常時連絡が取れるよう「大学・連携協力校連絡委員会」を組織したが、緊急時に迅速に対応・判断し、問題の解決にあたるために「大学・連携協力校等緊急連絡会議」を設置する。この会議は、「大学・連携協力校連絡委員会」を核にして構成し、大学側及び連携協力校の管理上の責任者を加えて組織する。具体的には、大学側から研究科長、事務ユニット長及び教職担当理事（副学長）が、連携協力校については校長が加わる。

(4) 各施設での指導者の配置状況

教職専門実習においては、各学校に実習指導責任教員1人が配置される。また、小学校においては、実習指導責任教員の指示の下、学生が配当される学級担任が実質的な指導者となる。中学校及び高校では、実習指導責任教員の指示の下、課題に応じて学級や担当教科によって学生が配当される担当の教員が実質的な指導者となる。なお、ストレートマスターについては指導できる力量ある教員が指導者となり、現職教員については教頭、教務主任、生徒指導主任、研究主任等、現職教員を指導するにふさわしい教員が指導者として配置される。

(5) 実習前、実習中、実習後等における施設との調整・連絡等

年度当初の5月（実習前）に教職大学院教育実習運営協議会を開催し、実習校と実習計画や実習内容の確認、学生の実習校への配当等の調整などを行う。また、その結果に基づき、実習生と指導教員が実習校を訪問し、事前打ち合わせを実習前に行う。

実習中は、実習委員会が調整・連絡の責任を負う。

実習終了後の2月には、教職大学院教育実習運営協議会を開催し、当該年度の実習に反

省と改善方法について協議する。

D 単位認定等評価方法

(1) 各施設での学生の評価方法

山形大学では教員養成機構運営委員会において全学の教育実習の評価の観点、評価項目及び評価方法を定めている。本教職大学院では、それを基に、より高度な基準や内容を設定し、項目ごとに到達度を明確化して5段階評価を行い、その評価を参考に総合的な評価を行うこととする。具体的には、教育実習運営協議会において評価内容と評価方法を提案し、各実習校へ周知し、各実習校で作成した評価を原案として、教育実習委員会で学生の評価を確定する。

(2) 各施設の指導者と大学側の指導者との評価方法・連携

教職専門実習の評価は、「教育実習運営協議会」において承認された「評価の観点」、「評価項目」及び「評価方法」に従う。具体的には、まず、それらが記載された評価票に沿って、実習指導責任教員と連携して、実習校の指導教員が評価を行う。大学の指導教員は、巡回指導時に指導助言とともに、実習の到達度を評価する。それらの相互の評価に基づき、評価票に記載された評価の合議を行い、評価原案とする。評価原案を基に、教職大学院教育実習委員会が最終評価を行う。

(3) 大学における単位認定方法

実習校の指導教員による、実習態度、実習の成果等についての評価をに基づき個別計画書、実習日誌、実習後の報告・レポートを実習委員会委員の専任教員が5段階で総合的に評価する。S（90点以上）、A（80-89点）、B（70-79点）、C（60-69点）、D（59点以下）とし、SからCまでを合格、Dを不合格とする。その成績は、教育実習委員会の議を経て、最終的に研究科委員会に諮られ、審議の上、決定する。